

裁決書起案の留意事項

〔科 目〕 裁決書起案の留意事項等

〔講義日時〕 令和元年8月1日（木）

自 8:30 至 12:00

〔講 師〕 国税不服審判所

国税審判官 田原秀範

事例で学ぶ審理・事実認定入門

国税不服審判所

はしがき

本書は、初めて国税不服審判所に勤務することになった職員の方々向けに、審判所で扱っている審査請求事件を題材として、その審理の仕方や事実認定の手法について解説したものである。審判所には、審査事務提要や裁決書起案の手引等の執務資料があり、事務手続や起案の仕方などが詳しく説明されているものの、いざ具体的な事件に直面してみると、争点整理や事実認定をどうしていいか分からぬという声が多かった。そこで本書は、イメージを持ち易くするため近時多い事例に沿って各執務資料の上記の点にかかる重要な部分を有機的なつながりをもって説明することと、これまで説明のなかった事実認定に関するオーソドックスな手法について解説することに主眼を置いている。事実認定の手法の部分は、新任の方ばかりでなく数年勤務したことのある方々にも参考になるものと思う。

皆様の御要望のすべてに応えるものとなっているとはいえないかもしれないが、執務の一助となれば幸いである。今後更に内容を充実させていく上で、皆様の忌憚なきご意見、御批判をお寄せいただきたいと考えている。

令和元年6月
国税不服審判所長

脇 博人

はじめに

1 はじめに

本書面の目的は、初めて審判所に勤務することとなった審判官、副審判官、審査官を対象として、どのような手法で争点整理や事実認定を行うべきかを学習することです。もちろん、これまでに審理課や訟務官室での勤務がある方は、事実認定を行う業務は初めてではないと思います。しかしながら、審判所で行う事実認定は、争訟に対する「判断者」としての事実認定であって、そのあり方如何によっては、審査請求人や原処分庁の当事者だけでなく、一般の納税者や税務官庁の税務行政等にも大きな影響を与えることになるもので、当事者が行う事実認定に比し公正・中立なものでなければならぬことは言うまでもありません。

本書面は、具体的な事例を通じて争点整理と公正・中立な事実認定をするためのあり方の初めの一歩を記したものであって、皆さんは、これを機会により争点整理や事実認定のあり方についてより深く自己研鑽をしてもらいたく、この書面を作る次第です。

2 登場人物等

(1) 登場人物

J：これから議決や裁決をするに当たっての事実認定について、事例を通して勉強しましょう。まず、お互いに自己紹介からしましょう。

私は、国税審判官のJです。審判所の経験は、審査官だったときを含めると合計10年です。他支部での審判官の経験を含めて、審判官の経験は8年になります。

A：新任審判官のAです。

入局して35年目ですが、審判所の勤務は、今回が初めてです。

審理課、審理室や訟務官室での勤務経験もありません。なので、審査や訴訟に携わるのは今回の勤務が全くの初めてです。とても不安です。

B：審査官のBです。

入局して20年目ですが、審判所での勤務経験は10年目になります。

審判所の勤務経験はそれなりに長いのですが、こういった形で事実認定の初步を学べるのは、いい経験になると思います。

お二人の足をひっぱらないようにがんばります。

3 事案について

J：まずは、具体的な事例の事案をよく読んでみてください。この事案は、とある支部で実際に起こった審査請求事件を題材に、より事案を簡単にしてなるべく分かりやすくしたものです。

この事案を通じて、審判所で行われるべき事実認定を学んでいきましょう。

A：審判所での勤務が決まり、同僚から事実認定が大事だと聞いていたので、審判所にくる前に、民事裁判の事実認定の本はさらっと読みました。しかし、お金を貸したけど返してくれないというような事案で具体的なイメージが湧かないのです。

B：おそらく審判所で審理するような税務事件について、その事実認定に関する本や文献はこれまでに無かったと思います。

私もこの事案を通じて初心に返ったつもりで勉強していきます。

J：では、改めて、本件の事案について簡単に説明しますね。

この事案は、親子間において、マンションの部屋にかかる賃貸料の収益の帰属が問題となっている事案です。

A：一応、事案や当事者の言い分を読んできたんですけど、何が何だかさっぱりわからないです。

B：Jさんからは、事案と言い分をよく読んで、自分がこの事件の担当審判官になったつもりで、主張の整理と議決の方向性や骨子まで考えてくるようにと言われましたけど…。

A：親子間での使用貸借なんだから、たぶん租税回避目的でしょう。

B：まあ、そのように考える場合が多いかと思いますが。

J：Aさん、「きっと・・だから」という推測だけで判断してはいけません。ここは審判所なんですから。きちんと当事者の主張を整理して、争点とされるべき点について、「証拠」で判断をしなければなりません。

その判断手法をこれから話し合っていきましょう。

4 審査請求書について

J：この事案で、鈴木太郎さんから審査請求書が、審判所の支部に提出されました。

はじめに、審査請求書が提出された後は、いわゆる形式審査が行われましたね。

A：あれ、形式審査って何でしたっけ？

B：簡単に言うと、審査請求が適法にされているかどうかの審査です。不適法な審査請求は、実質的な審理に入る前に、却下の手続をするんです。

J：そうですね。「審判実務研修」でも最初に学ぶところです。Aさん、審査事務の概要や形式審査等のレジュメを見返しておいてください。

A：はい。すみません。

J：では、本事例では、形式審査が済んで適法に審査請求がされていることを前提に、話を進めましょう。

審査請求の形式審査が終わると、原処分庁に答弁書を要求し、審判所でも担当審判官、参加審判官が指定されます。

では、Aさん、あなたが担当審判官に指定されたと思ってください。

審査請求における請求人が述べる主張はどこに書かれていますか？

A：ええと。審査請求書自体が初めて見るものですから。

「次葉」の「12 審査請求の理由」欄でしょうか。

B：私も、同じ欄だと思います。

J：そうですね。この審査請求の理由欄に、請求人の主張が書かれていますね。

今回の事例では、審査請求書のひな形は省略していますが、実際の事案に即した際には、この理由欄をよく読んでください。

B：でも、この審査請求書の理由欄は、詳細に書かれていないことが多いですね。人によっては税務担当職員への苦情とか、いろいろなことが書いてありますけど。

J：そうなんです。審査請求は、訴訟と違って、弁護士や税理士などの代理人

を立てない請求人も多いですね。

そのような場合、必ずしも争点となるべきポイントを踏まえた主張にな
っていない場合がありますね。

その点も踏まえて、主張を整理するところから検討していきましょう。

＜具体的な事案＞

○ 基礎事実

1 鈴木太郎（以下「請求人」という。）は、平成8年4月、医師国家資格を取得し、東京都内の民間病院の勤務医であった。

請求人は、平成26年4月1日から東京都立霞が関病院に勤務し、地方公務員となつた。

請求人は、平成27年2月16日、山田健二から総室数10のマンション1棟（以下「本件物件」という。）を売買により代金2億円で取得した。

請求人は、同日、文京銀行本郷支店（以下「本郷支店」という。）から、上記売買代金に係る2億円を借り入れた（以下「本件借入金」という。）。

上記契約では、本件借入金の返済は、毎月10日元利均等返済として80万円が、請求人名義の本郷支店の普通預金口座（以下「請求人名義口座」という。）から自動的に引き落とされる内容となっていた。

同人は、平成27年2月17日、文京税務署長に対し、同月16日から不動産所得に係る業務を開始した旨の開業届出書を提出した。

2 請求人は、平成27年2月21日、池袋不動産株式会社（以下「本件管理会社」という。）との間で、本件物件の入居者の募集・斡旋・契約業務のほか、清掃・メンテナンスなどの管理業務を依頼する賃貸借代理及び管理委託契約（以下「募集・管理等契約」といい、この契約を称する書面を「募集・管理等契約書」という。）を締結した。本件物件の管理料（以下「本件管理料」という。）は、毎月25日、翌月分の10万円が請求人名義口座から自動的に引き落とされる内容となっていた。

3 本件管理会社は、平成27年2月21日から同年3月20日までの間に、前後10回にわたり、貸主を請求人、借主を佐藤一郎、田中二郎、渡辺三郎、小林四郎、高橋五郎、佐々木六郎、小島七郎、川崎八助、山本勘九郎、三沢十郎（以下「各賃借人」という）として、順次、本件物件の各室（以下「本件各室」という。）について賃貸借契約を締結した。

本件各室の賃料は、毎月27日、各賃借人から請求人名義口座に、翌月分の賃借料10万円がそれぞれ振り込まれていた。

4 請求人名義口座には、現在に至るまで、毎月、下記の出入金があった。

10日	本郷支店に対して	80万円（出金）
25日	本件管理会社に対して	10万円（出金）
27日	各賃借人から	各10万円（入金）

5 請求人は、地方公務員であるため、地方公務員法及び人事委員会規則によって、独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる部屋数が10室以上となる場合に、任命権者である東京都知事の許可を得る必要があった。

請求人は、上記許可を一度も取得していない。

6 請求人は、平成27年4月31日、請求人の長男である鈴木隼人（以下「隼人」という。）との間で、本件物件について、同日付け「使用賃借に関する契約書」と題する書面（以下「本件使用賃借契約書」という。）を作成した。

なお、隼人は、意思能力はあるが肢体に障害があるため、東京都多摩市に所在する福祉施設に入居している。

7 隼人は、平成 27 年 5 月 8 日、多摩税務署長に対し、青色申告承認申請書を提出した。また、隼人は、本件各年分（平成 27 年分ないし平成 29 年分）について、本件各室の賃貸料収入の全部（平成 27 年 4 月分までの賃料を除く。）を、同人の不動産所得として、各法定納付期限内に確定申告をした（以下、同人の申告した賃貸料収入を「本件賃貸料収入」という。）。

8 請求人は、平成 27 年 6 月 1 日、本件管理会社との間で、募集・管理等契約を合意解約し、隼人は、同日本件管理会社との間で、本件物件について募集・管理等契約（以下「本件募集・管理等契約」という。）を締結した。

9 本件管理会社は、平成 27 年 7 月 30 日までの間に、前後 10 回にわたり、貸主を請求人とする本件物件に係る賃貸借契約を合意解約し、さらに、貸主を隼人、本件各室の借主を各賃借人として、順次、賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結した。

10 隼人は、平成 27 年 3 月 31 日、本郷支店に隼人名義の普通預金口座（以下「隼人名義口座」という。）を開設した。

隼人名義口座には、平成 27 年 7 月 27 日以降、各賃借人から本件各室の平成 27 年 8 月分以降の賃料が振り込まれている。

また、平成 27 年 8 月以降、同口座から、毎月、下記の出金があるほか、入出金はない。

25 日 本件管理会社に対して 10 万円（出金）

なお、請求人は、隼人名義口座の開設時から、請求人の自宅において、隼人名義口座の通帳と印鑑を管理していた。

11 隼人は、平成 28 年 12 月 5 日、豊島建設株式会社（以下「本件建設会社」という。）との間で、本件物件の外壁等の共用部分の修繕工事（以下「本件修繕工事」という。）について、工事代金 1000 万円で請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結し、同日付け請負契約書（以下「本件請負契約書」という。）を作成した。

なお、本件修繕工事代金は、平成 29 年 2 月 28 日、1000 万円が本件建設会社の普通預金口座に入金された。この入金は、隼人名義で、本郷支店の振込依頼書（以下「本件各振込依頼書」という。）により振込みがされた。

請求人口座からは、平成 29 年 2 月 28 日、現金で 1000 万円が出金されていた。

12 なお、平成 27 年 4 月 31 日以降も現在に至るまで、本件物件に係る固定資産税等及び同物件の管理に係る水道光熱費は、請求人名義口座から引き落とされている。

13 原処分庁は、原処分庁所属の調査担当職員の調査に基づき、平成 30 年 4 月 1 日付で、平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成 28 年分及び平成 29 年分の所得税等の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分（以下、平成 27 年分の所得税等の更正処分並びに平成 28 年分及び平成 29 年分の所得税等の各決定処分を併せて「本件更正処分等」といい、平成 27 年分の所得税等の過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成 28 年分及び平成 29 年分の所得税等の無申告加算税の各賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分等」という。）をした。

なお、これらの処分は、平成 27 年 5 月以後の本件賃貸料収入がいずれも請求人に帰属

することを前提にされたものであった。

14 請求人は、これらの処分に不服があるとして、平成30年6月〇日に審査請求をした。

○ 鈴木太郎の言い分（要旨）

私は、都内の民間病院に勤めていたのですが、地方公務員となり、その後、賃貸料収入が得られると思って、総室数10室のマンション（本件物件）を銀行から2億円のローンを借りて、購入しました。

その賃貸料収入は、以下の理由から、私の長男である隼人に帰属するものです。ですから、私に賃貸料収入が帰属することを前提とした本件更正処分等及び本件各賦課決定処分等は違法であって、取り消してもらいたいと思います。

私は、平成27年4月31日、隼人に対し、この建物全体を使用貸借しました。

その上で、隼人は、多摩税務署に、青色申告承認申請書を提出しています。

この建物に関する入居者の募集等の手続は、私から池袋不動産にお願いしていましたが、その使用貸借をした後は、隼人が入居者との賃貸借契約の賃貸人となっています。

そして、この建物の外壁が壊れたとき、修繕工事を行いましたが、それも隼人名義で行っていますし、その修繕業者への代金の振込みも隼人名義で行っています。

また、隼人は、文京銀行本郷支店に、預金口座がありますが、マンションの各賃借人からの賃貸料もこの口座に振り込んでもらっています。

なので、使用貸借によって、賃貸人、つまり、オーナーの変更を行ったものですから、私に賃料収入が帰属するというのは間違っています。

ですので、文京税務署が私に対して行った所得税等の課税処分は、取り消されるべきものと思います。

○ 原処分庁（文京税務署）の言い分（要旨）

本件の賃料収入の収益は、以下の理由により、請求人に帰属するものであり、請求人に帰属することを前提とした、本件更正処分等及び本件各賦課決定処分等は適法である。

①本件物件は、請求人が文京銀行本郷支店からの借入金を原資として購入した物件であり、その登記事項証明書からも明らかのように、請求人が所有権を有する。所有権者である請求人が本件物件の賃貸人となって、賃貸をした賃料収入は、原則として、請求人に帰属するものである。

②賃料が振り込まれていた銀行預金口座は、文京銀行本郷支店の請求人名義の口座（請求人名義口座）である。本件物件を購入するための借入金の返済は、この口座から自動的に引き落とされている。また、請求人は、本件物件の入居者募集を池袋不動産（本件管理会社）に委託していたが、その委託料も、この口座から自動的に引き落とされていた。

また、本件物件の固定資産税や水道光熱費なども、この口座から引き落とされている。

③本件物件の各賃借人との間の上記①の賃貸借契約についてみると、その契約書の「賃貸人」欄の氏名は、請求人の氏名が記載されていた。

④本件物件は、平成27年4月、請求人から隼人に使用貸借されてはいる。しかしながら、その使用貸借は、以下の理由により実態に即しておらず、契約が不成立ないしは無効である。

・使用貸借後、家賃等が振り込まれている口座は、隼人名義口座になったものの、その預金通帳と印鑑は、請求人の自宅において、請求人が管理していた。

・また、本件マンションの修繕工事の修繕代金は、本件建設会社の銀行預金口座に振り込まれているが、その振込日と同日、請求人口座から同額が現金で出金されている。このことから、代金は隼人名義で支払われているものの、この出金された現金が工事代金の原資であって、その修繕代金は、請求人が全額負担したと認められる。

第1 事実認定について

裁決では、まず課税要件事実を明確にして、立証責任を意識しつつ双方の主張を整理し、争いのある課税要件事実が認定できるか否かを検討し、認定できる場合はこれに法律を適用する（法的三段論法）。したがって、審判実務においては事実の認定ができるか否かが裁決の結論を左右する。つまり、的確な事実認定が適正な裁決を行うための極めて重要な要素となる。

そこで、まず、どのような事実が認定されるべきなのかについて、本事案を前提に検討を進める。

1 事実認定の対象

(1) 事案の概要

J：まず、本審査請求がどのような事案であるのかみてみましょう。

請求人の鈴木太郎さんはどのような処分の取消しを求めていますか？

B：文京税務署長が請求人に対して平成30年4月1日付でした平成27年分の所得税等の更正処分と平成28年分及び平成29年分の所得税等の各決定処分（本件更正処分等）です。

J：加算税は？

B：本件更正処分等に伴ってされた過少申告加算税や無申告加算税の各賦課決定処分（本件各賦課決定処分等）についてもその取消しを求めています。

審査請求書上、処分として特定されているものは以上のものです。

J：請求人はその処分の全ての取消しを求めているのかな？

B：そうです。全ての処分の取消しを求めています（審査請求の趣旨）。

J：では、請求人がどのような理由で処分の取消しを求めているのか、Bさん、簡単に説明してください。

B：はい。審査請求書の理由欄に記載されている内容を要約しますと、請求人は、文京税務署長から不動産所得があるとして所得税等の課税処分を受けたようですが、本件各年分中、請求人には原処分庁が認定するような不動産収入は発生しておらず、原処分庁が認定した不動産所得は請求人の長男で

ある鈴木隼人に帰属する所得であると主張しています。

J：所得の帰属に関する争いのようですね。

B：ええ、そのようです。

J：請求人は、審査請求書にどのような資料を添付していますか。

B：まず、請求人宛の原処分通知書の写しがあります。それから、請求人と鈴木隼人との間で作成された本件使用貸借契約書、隼人を委託者とする不動産管理委託契約書、隼人を貸主とする不動産賃貸借契約書（10通）の写しがそれぞれ提出されています。

J：わかりました。原処分通知書には本件更正処分等の理由が付記されているはずですが、そこにはどのような理由が記載されていますか。

B：これもかい摘んで言いますと、請求人は、その所有する賃貸物件（本件物件）について、長男との間で貸主を請求人、長男を借主とする内容の使用貸借契約を締結し、さらにその後、長男は本件物件の各賃借人との間で賃貸借契約（本件賃貸借契約）を締結した事実があるとしています。ただし、長男には賃貸借の実態が認められず、本件物件の賃貸により生じた収益は本件賃貸借契約の貸主である長男の隼人ではなく、請求人に帰属すると認められますとしています。

J：請求人が審査請求書に添付して提出した本件使用貸借契約書、賃貸借契約書のことですね。そうすると、やはり、課税物件、具体的には不動産所得の帰属の点が争点となりそうですね。

ところで、所得税法は、実質所得者課税の原則を規定していたはずですが。

B：はい。所得税法第12条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。」と規定しています。

J：今の説明だと、請求人に対する課税処分が適法であるというためには、請求人の長男が「単なる名義人」で本件物件の賃料収益を享受していないこと、さらに、本件物件の賃料収益を請求人が享受していることの二つが認定される必要がありそうですね。

B：はい。

A：ところで、本件物件の所有権は誰にあるの？

B：えーと・・・おそらく請求人だと思います。

A：不動産を賃貸したことによる収入は、普通、その不動産の所有者に帰属するんじゃないの？

B：ただ、本件では請求人と隼人との間に使用貸借契約が介在しているようなので・・・。

A：だってそれって親子間の契約でしょ？普通、賃貸物件を他人に無償で貸すなんてことはあり得ないよ。親子だからこそできる契約でしょ？

B：・・・普通はそうなんでしょうけど。

A：その使用貸借の目的は、所得を親子間で分散させることにあるんじゃないの？こんなのは許されないと思うけど・・。

J：まあ、その点については、双方の主張を分析・整理した上で検討することとしましょう。

ところで、Bさん、本件は一言でいうとどんな事案かな？

B：原処分庁が請求人に不動産所得があるとして所得税等の課税処分を行ったのに対し、請求人が当該不動産所得は請求人に帰属するものではないとしてその取消しを求めている事案、ということになると思います（事案の概要）。

J：そんなところでしょうね。

(2) 主張分析

J：まず、原処分庁から提出された答弁書を見ていきましょう。

請求人は、審査請求書で特定した原処分の全ての取消しを求めていましたね。これに対して、原処分庁はどう答弁していますか。

B：「審査請求をいずれも棄却するとの裁決を求める。」としています（審査請求の趣旨に対する答弁）。

J：ということは、原処分庁は、請求人に対してした課税処分はいずれも適法であって原処分に請求人の主張する違法はない、という前提ですね。

B：そういうことですね。

J：請求理由に対する答弁部分の構成を簡単に説明してください。

B：はい。まず、1として請求人が取消しを求める処分が、次に2として請求

人の主張の要旨が提示されています。

そして、3として、その冒頭に、先ほどJさんがおっしゃったように原処分はいずれも適法であり、請求人の主張には理由がない旨の記載があって、その後にその理由、つまり原処分が適法であるとする理由と請求人の主張に理由がないとする理由が記載されています。

J：その理由の中に、原処分庁が調査によって認定した事実は記載されていますか。

B：はい。記載されています。

答弁書によると、まず、請求人は、都立病院に勤務する勤務医で地方公務員のようです。そして、請求人は、平成27年2月に、総室数10室のマンション（本件物件）1棟を売買により2億円で取得しています。その取得費用2億円は請求人が全て金融機関からの借入れにより賄ったようです。また、請求人は、本件物件の取得に併せて、その住所地を所轄する文京税務署長に、不動産賃貸業の開業届出書を提出しています。

さらに、請求人は、本件物件の賃貸に係る管理業務に関し、不動産管理会社（本件管理会社）との間で、不動産管理委託契約を締結しています。契約書の締結日は平成27年2月21日です。契約書上、管理料は請求人名義の口座（請求人名義口座）から自動引落しとされていたようです。

A：その不動産管理会社は請求人が代表を務める法人なの？

B：・・・答弁書からは明らかではありません。

J：続けてください。

B：その後、本件管理会社は、請求人の代理人として、本件物件の賃借人10名（各賃借人）との間でそれぞれ賃貸借契約書を作成しています。契約書上、賃貸人名義はいずれも請求人で、賃料は請求人名義口座に各賃借人から直接振り込まれることとされています。

J：今の説明だと、本件物件は当初から賃貸目的で請求人が取得したもののようにですね。

B：そのようです。

ところが、その取得から2か月たった平成27年4月、請求人は、本件物件について、その長男である隼人との間で使用賃借契約書を作成しています

す。

A：本件使用貸借契約書のことだね。請求人が隼人に本件物件を無償で貸与し、隼人は、これを、請求人の承諾の下、他に転貸することができるとした内容の。

B：はい。

なお、隼人は、身体障害者で、当時から東京都多摩市に所在する福祉施設に入居していたようです。

J：何か事情がありそうですね。

B：ええ。答弁書によると、請求人は、平成27年6月、本件管理会社との間で、本件物件について募集・管理等契約をし、その後、本件管理会社を介して、各賃借人との間で、それぞれ賃貸人を隼人に切り替える内容の賃貸借契約書を作成しているとのことです。

そして、同年7月以後、本件物件の不動産管理料（本件管理料）の支払と賃料の受領は、全て隼人名義の預金口座（隼人名義口座）を介して行われているようです。

J：なるほど。

B：その後、隼人は、本件物件の外壁工事に関する請負契約（本件請負契約）を業者との間で締結しています。翌年の平成28年12月です。請負金額は1,000万円で、当該請負金額については、さらにその翌年の平成29年2月に隼人名義で当該業者の口座に振込入金されたようです。

なお、本件物件の固定資産税等は、請求人が本件物件を取得した当初から引き続き、請求人名義口座から引き落とされているようです。

A：固定資産税は、通常、その資産の所有者に課されるから、請求人が本件物件を引き続き所有していれば、当然、そうなるよね。

B：あと、原処分調査時における本件管理会社の担当者、外壁工事請負工事の担当者の申述内容等がそれぞれ記載されています。

J：わかりました。

ところで、今、Bさんから説明のあった事実は、原処分庁が原処分の適法性を基礎付ける事実として主張するものにすぎません。その事実が真実のものかどうかは我々が証拠に照らして認定することになります。

なお、答弁書に記載された個々の事実の存否については、請求人がこれを認めるのか、あるいは認めない（争う）のかを請求人に明らかにするよう求めます。これは事実に関する争点を明確にする観点からとても重要な手続です。

今、Bさんから説明のあった原処分庁の主張する個々の事実が、課税処分の根拠としてどのような関係になっているかを答弁書の記載から十分に分析する必要があります。Bさん、答弁書における原処分庁の主張の骨子を説明してください。

B：まず、原処分庁は、実質所得者課税の原則を定めた所得税法第12条の規定を前提に、隼人は、同条にいう「単なる名義人」であり、本件物件の賃料収益を実際に享受していたのは隼人ではなく、請求人であると主張しています。

J：ほう。その根拠は？

B：原処分庁は、本件物件が請求人の所有に属するものであることを前提に、請求人と隼人との間で作成された本件使用貸借契約書は、請求人がその勤務先である東京都の兼業を禁止する規則への抵触を避ける目的のためだけに作成したものであり、合理性を欠くとしています。また、本件物件に関し、隼人名義の本件募集・管理等契約書、賃貸借契約書が作成された以後においても、その管理等について本件管理会社と直接折衝に当たっていたのは全て請求人であり、隼人自身は全く関与していなかったと主張しています。さらに、外壁工事の費用も実質的に請求人が負担していたと主張しています。

そして、本件使用貸借契約の締結により請求人の税負担の軽減が生ずるところ、これは所得税法12条の趣旨に反すると主張しています。

J：今、説明のあった原処分庁の主張事実が証拠上裏付けられるのかどうか、裏付けられた事実を総合した場合、原処分庁の主張するような本件物件の賃料収入を実際に享受していたのが請求人であるという評価が果たして可能なのかどうか、といったことがポイントになりそうですね。

ところで、課税要件（納税義務の成立要件）という言葉を聞いたことがあるかな。

A：先日行った「審判実務研修」で習ったような記憶があります。課税要件事

実がどうのこうのとか・・・。

J：うろ覚えのままではいけませんね。金子宏先生の「租税法」で確認してみましょう。Bさん、どのように説明されているかな？

B：えーと、ありました。「課税要件 (Steuertatbestand) とは、納税義務の成立要件、すなわち、それが充足されることによって納税義務の成立という法律効果を生ずる法律要件のことである。」とあります。そして、「各租税に共通の課税要件として、納税義務者、課税物件、課税物件の帰属、課税標準及び税率の 5 つがある。」（金子宏著「租税法第 23 版」・156 頁）としています。

J：そうだね。今、説明があったように、課税物件の帰属は、納税義務の成立要件の 1 つとされています。そして、所得税は所得について課されますから（所得税法第 7 条第 1 項）、所得税法における課税物件は「所得」ということになります。

本件において、原処分庁は、本件物件の賃貸に係る収益（所得）は請求人に帰属するという前提で原処分をしています。したがって、審判所が当該収益は請求人に帰属しないと判断した場合、原処分は、課税要件を欠くものとして取消しを免れないということになります。

次に、答弁書に対する請求人の反論内容を見てみましょう。Bさん、お願ひします。

B：請求人が提出した反論書によりますと、まず、原処分庁の法令解釈に関する主張に対する反論と思われるのですが、不動産から生ずる収益がその所有者に帰属しない場合があり得ることは、転貸が一般的な行為であることからも明らかであると主張しています。

J：おそらく、所得税法第 12 条の取扱いを定めた所得税基本通達 12-1 《資産から生ずる収益を享受する者の判定》を前提とした主張と思われます。

Bさん、どういう取扱いですか？

B：「法第 12 条の適用上、資産から生ずる収益を享受する者がだれであるかは、その収益の基団となる資産の真実の権利者がだれであるかにより判定すべきであるが、それが明らかでない場合には、その資産の名義者が真実の権利者であるものと推定する」とした取扱いです。

A：通達にいう「資産の真実の権利者」が当該資産の私法上の所有者を意味するものであれば問題ないんじゃないの。だって、本件では本件物件の所有権が請求人に帰属すること自体に争いはないのでしょうか、あとは論ずるまでもないということになってしまふんじゃないの？

B：しかし、請求人が主張するように、民法上、貸借人は、貸貸人の承諾を得れば、当該貸借物を転貸できますし（民法第612条《貸借権の譲渡及び転貸の制限》第1項）、その場合、その転貸により発生する賃料収益は、通常、当該貸借物の貸貸人（所有者）にではなく、その転貸人に帰属することになるはずです。そうすると、その通達にいう「収益の基団となる資産の真実の権利者」の趣旨を私法上の所有権者と理解するとおかしなことになりますよね。請求人の主張の趣旨はそういう意味だと考えます。

J：そうですね。ある資産が誰の所有に属するかという事情は、その資産から生ずる収益が誰に帰属するかを判定する上で重要な要素になることは確かです。ただ、それだけで直ちに帰属判定を決することはできないということになりますね。

ところで、請求人は、事実関係についてどのような主張（反論）をしていますか。

B：まず、請求人が隼人との間で使用貸借契約を締結した理由は、勤務先の兼業規則に抵触することを避けるためであったとし、そのこと自体に不合理な点はないと主張しています。そして、隼人の合意の下、隼人との間で使用貸借契約書を作成し、これを前提に、隼人は本件物件に係る管理委託契約を締結し、さらに各貸借人との間でそれぞれ貸借契約を締結してその賃料を收受していたのであるから、当該賃料収益は隼人に帰属するとしています。

なお、隼人名義口座を請求人が管理していたことについては、隼人に障害があり施設に入居していたからであり、外壁工事費用も、当分の間、請求人が立て替えているにすぎないとも主張しています。

A：通常、自ら所有する不動産を他に貸し付ける場合、貸借の形式を採用するのが普通だと思うのですが、その場合にはそこに賃料収益が発生しますので、所得税の課税関係が生じてきます。ところが、そこに使用貸借の形式

を採用した場合は、原則としてそこに金銭の授受は生じません。使用貸借は、贈与と同様、親族間で行われるケースが多いものと考えられ、そこには租税回避の意図もうかがえるんだけど、Bさん、所得税法上、このような場合に使用貸借がなかったものとみなして課税を行うとした規定はあるの？

B：・・・ないと思います。

A：では、所得税法第12条の規定は、一般に、租税回避行為を防止する趣旨を含むものと解されているのかな？原処分庁がそんな趣旨の主張をしているようだけれども。

B：先ほどの金子宏先生の「租税法」によりますと、12条の趣旨については2つの見解があるようです。

1つは、課税物件の法律上（私法上）の帰属について、その形式と実質が相違している場合には、実質に即して帰属を判定すべきであるという趣旨の規定と解する見解で、もう1つは、課税物件の法律上（私法上）の帰属と経済上の帰属が相違している場合には、経済上の帰属に即して課税物件の帰属を判定すべきとした趣旨のものと解する見解です。一般に、前者は「法律的帰属説」と呼ばれ、後者は「経済的帰属説」と呼ばれているようですが（前掲金子著「租税法・23版」・181頁～183頁参照）、そこに引用された裁判例を見る限り、法律的帰属説に立脚する見解が主流のようです。ただ、租税回避を防止する趣旨を含むものかどうかは・・・？

J：では、改めて本審査請求事件を整理してみましょう。

Aさん、本件審査請求の対象は何ですか。

A：審査請求の対象？

J：本件では何が争われているかということです。

A：原処分庁が請求人に対してした本件更正処分等とこれに伴ってされた本件各賦課決定処分等です。

J：うん。厳密にいうと当該各処分の適法性が争われているということになります。そして、請求人は当該各処分の全ての取消しを求めていましたね。

B：そうです。

通説とされる法律的帰属説の見解に立ちますと、所得税法第12条の規定は、課税物件の法律上（私法上）の帰属について、その形式と実質が相違し

ている場合には、実質に即して帰属を判定すべきであるという趣旨のものと解されていますから、本件でいえば、本件物件の賃料収益（本件賃貸料収入）の帰属に関し、形式上誰に帰属すると認められるのかがまず問題とされます。そして、その上で、その形式と実質との間に相違が認められるのか、相違が認められるとした場合に、その形式上帰属するとみられる者が「単なる名義人」であるといえるかどうか、そして、実際に本件物件の賃料収益を享受していたのは誰なのか、以上がポイントになると考えます。

したがいまして、以上のような点を判断する際の基礎となる事実が認定される必要があると考えます。

J：そのとおり。ところで、原処分庁が答弁書で主張する事実のうち、請求人が積極的に争っている事実はありますか。

B：請求人による本件物件の取得経緯、その賃貸ないし管理業務委託の経緯、請求人と隼人との間の使用貸借契約の締結、隼人による本件物件の賃貸の経緯等に関する事実関係については、請求人も概ね認めています。また、請求人が隼人名義の預金通帳を管理していたこと、外壁工事の費用を負担したことについても大筋で認めていますが、通帳については、隼人が施設に入居していたため隼人に代わって管理していたにすぎないと主張し、また、工事費用の負担についても、同様の事情から、当面の間、隼人の代わりに当該費用を立て替えているにすぎないと主張しています。

J：なるほど。ところで、本件物件の登記に関する資料はありますか。

B：登記に関する資料は提出されていません。ただ、本件物件については、請求人が平成27年2月に売買により取得したことを示す契約書がありますし、固定資産税も請求人が継続して負担していたようですので、その所有権が当初から請求人に帰属するものであることは明らかだと思います。

J：請求人もその点は争っていないようですが、念のため、原処分庁に登記事項証明書の交付を依頼しておきましょう。

B：わかりました。

J：さて、現時点での本件の課税要件事実としての争点は、「本件物件の賃貸により生じた収益は、賃貸借契約の名義人である隼人ではなく請求人に帰属するか否か」と整理されますので、これを前提に進めていきます。

Bさん、まず原処分庁の主張を改めて整理してみましょう。法令解釈に関する主張と事実に関する主張に分けて、簡潔に説明してください。

B：まず、所得税法第12条の規定の法令解釈に関し、原処分庁は、法律的形式と経済的実質とが一致しない場合に、名義の如何にかかわらず、経済的実質に従い所得者を定めて課税するという規定であるとしています（審査請求段階の原処分庁の主張）。

A：いわゆる「経済的帰属説」に近い見解のようだね。

B：次に、原処分庁が、収益が請求人に帰属すると評価する根拠として主張する事実は、①請求人は、平成27年2月に本件物件を売買によって取得しこれを所有していること、その取得後、請求人は本件物件を賃貸の用に供していたこと、②その後、本件物件に関し、請求人と隼人との間で、平成27年4月17日付の本件使用貸借契約書が作成されたが実態に即していないものであり不成立であること、③本件物件の賃貸業務に関し、隼人は、平成27年6月1日、本件管理会社との間で募集・管理等契約を締結したこと、同会社は、同年7月30日までに間に、隼人の代理人として、本件物件に入居する者10名との間で、それぞれ、賃貸人を隼人とし賃借人を本件各室の居住者とする賃貸借契約書を順次作成したこと、④平成27年8月以降、本件物件の賃貸に係る賃料は、隼人名義口座（同年3月に開設されたもの。）に振込入金されたが、上記口座は、請求人が通帳や印鑑を保有して管理していたこと、⑤平成28年12月、隼人と工事業者との間で、本件物件の外壁工事に係る請負工事契約書（本件請負契約書）が作成され、平成29年2月、当該工事代金1,000万円が隼人名義で当該工事業者の預金口座に振り込まれたが、隼人は本件物件の管理業務に関し、一切の行為を行っておらず、不動産管理会社との折衝等は全て請求人が行っており、上記外壁工事の費用も実質的に請求人が負担したものであること、⑥本件物件の固定資産税は請求人名義の口座から引き落とされていることです。

以上のような事実を前提として、原処分庁は、隼人は単なる名義人であって、本件物件の賃貸による収益は隼人ではなく、請求人が享受していたと主張しています。

J：なるほど。ところで、隼人の所得税の申告状況等についてはどうですか。

B：隼人は、本件使用貸借契約書が作成された直後の平成27年5月、所轄の多摩税務署長に青色申告の承認申請を行っています。そして、平成27年5月分以後について、本件物件の賃貸により生じた収益を自らの不動産所得として申告しています。

J：わかりました。

本件の争点を判断する上で前提となる事実関係（基礎事実）を整理していきましょう。Bさん、どうですか。

B：はい。まず、請求人についてですが、請求人は、平成8年4月に医師国家資格を取得し、平成26年4月1日からは都立霞が関病院に勤務し、地方公務員になっています。これらの点については、請求人も認めるとおりです。

J：請求人も、本件物件の使用貸借契約の締結に関しては、勤務先の兼業規則への抵触を避けるためであったとしておりますから、請求人の当時の勤務先は事実として指摘しておく方が良いでしょう。

B：次に、本件物件を請求人が取得した経緯ですが、請求人は本件物件を山田健二から平成27年2月16日に2億円で取得しています。これについては、原処分庁が調査の際に入手した契約書から明らかです。

J：議決書の作成を前提とした場合、本件物件を請求人が誰から幾らで取得したかの点は少なくとも本件の争点を判断する上では直接必要ではありませんね。ただし、請求人は、本件物件の取得費用を賄うため銀行から2億円を借り入れており、この点については、隼人との間の使用貸借契約の中でも触れられていますので、借入金の関係は事実として議決書上も指摘しておいた方が良いかもしれませんね。

B：そうですね。

そして、請求人は、本件物件の取得直後、その賃貸管理業務を本件管理会社に委託した上でこれを賃貸の用に供していました。これらについては、本件募集・管理等契約書及び当該賃貸借契約に係る契約書が提出されているので、これらの書類から認定できます。

そして、請求人は、本件物件の賃貸に関し、先ほど言いましたとおり、勤務先の兼業規定に抵触することを避けるため、隼人との間で、平成27年4月31日付の本件使用貸借契約書を作成しています。当時、隼人は、身体に

障害があることから、多摩市内に所在する福祉施設に入居しており、同所をその住所地としていました。隼人については現在も同じ状況です。この点は、隼人の住民票、隼人の所得税の確定申告書及びそこに添付された障害者控除に関する添付資料で認定可能です。

J：「兼業規定に抵触することを避けるため」というのは、客観的事実というよりもむしろ請求人の主觀というべきものなので、前提事実として議決書上に示す場合には、「請求人は、本件物件の賃貸に関し、勤務先から兼業許可の承認を受けていなかった。」とする方が適当でしょう。

B：わかりました。

さらに、隼人は、本件物件につき、本件管理会社との間で、賃貸業務の委託者名義を隼人とする本件募集・管理等契約をした上、貸主名義を隼人とする賃貸借契約書を作成していました。そして、本件管理料の支払や当該賃貸料の受領は、以後、隼人名義口座を通じて行われています。その後、隼人は、本件物件の外壁工事について、平成 28 年 12 月、本件建設会社と本件請負契約を締結し、その代金 1,000 万円を当該建設会社に支払っています。以上の事実については、それぞれの契約書、隼人名義の預金通帳の各写しによつて容易に認定できます。

J：そうですね。あと、請求人と隼人の申告等に関する状況についても、それぞれ前提事実として提示する必要があります。各年分の申告書や決算書の写しは入手していますね。

B：大丈夫です。

(3) 審理の方向性

J：では、審理の方向性を具体的に検討していきましょう。

その前に、主要事実という概念を説明しておきましょう。

お二人とも、主要事実という概念は知っていますか。

A：まったく聞いたこともありません。

B：一応、本で読んだ程度ですが。

改めて、法律学用語辞典で調べてみました。「主要事実とは、法律効果の発生に直接必要な事実をいう。権利の発生・変更・消滅を定める適用法規の構成要件に該当する事実」であるとされています（高橋和之ほか「法律学小

辞典〔第5版〕」、平28、有斐閣)。

J：そうですね。そして、事実認定の対象は、争いのある主要事実ですので、問題となっている事案において、争いのある主要事実が何であるかを把握することが大事ですね。

では、本件で争いのある主要事実とは何かを考えてみましょう。

そのために、所得税法第12条の規定について、改めておさらいしておきましょう。

所得税法第12条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。」と規定しています。

そうすると、本件に同法第12条を適用するための主要事実は、①生ずる収益の法律上帰属すると認められる隼人が「単なる名義人であって収益を享受していないこと」、②「資産又は事業から生ずる収益を享受している者」が請求人であることになります。

ところで、Bさん、本件で帰属が問題となっている収益の発生原因は何ですか。

B：収益の発生原因・・・といいますと。

J：どのような法律関係を原因にその収益が発生したのかということです。

B：賃貸借です。

J：そうですね。賃貸借は、民法上、どういう契約とされていますか。

B：・・・民法601条にその規定があります。「賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」とあります。

J：そうしますと、賃貸借を前提とした場合、所得税法第12条の規定にいう「収益の法律上帰属するとみられる者」は誰になりますか。

A：賃貸借契約上の貸主である隼人になると考えます。賃貸借の対象物を賃貸したことによる賃料収益はその債権者たる貸主に帰属することになるはずです。

J：そのとおりです。

それでは、賃貸借を前提とした場合、その貸主が①の「単なる名義人」であるかどうかというのはどのように判断されるのでしょうか。

A：賃貸借の賃貸人（貸主）は、その対象物を賃借人に使用収益させ、その対価としての賃料を受領します。また、賃貸人は、その物の使用収益に必要な修繕をする義務を負います（民法第606条第1項）。このような権利義務の主体、すなわち賃貸物を使用収益させる者、賃料を受領する者、修繕義務等を負う者が当該契約書上の貸主と異なるような場合には、当該貸主は「単なる名義人」になりそうです。

J：そうですね。

では、次に「収益の法律上帰属するとみられる者が・・・その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合」は、どのように判断されるのでしょうか。Bさん、どうでしょう。

B：賃貸借を前提とすれば、賃料収益を当該賃貸借契約の貸主が享受せず、貸主以外の者がその収益を享受する場合ということになります。具体的には、賃料として隼人名義口座に入金された金員の流れや用途が問題となりますね。

J：大筋の事実関係、(ア)本件物件が請求人の所有に属すること、(イ)請求人が本件物件を他に賃貸したこと、(ウ)請求人とその子である隼人との間で本件物件を対象とする本件使用貸借契約書が作成されたこと、(エ)さらにその後、その使用貸借を前提として、隼人名義の不動産管理委託契約書が作成され、各賃借人との間の賃貸借契約書が作成されたこと、(オ)その賃料が隼人名義口座に振り込まれていたこと、(カ)本件物件の固定資産税が請求人の口座から支払われていたことについては、当事者間に争いがないか、証拠により容易に認められるようです。

そうすると、先ほど述べたように、①当該収益の法律上帰属すると見られる隼人が、「単なる名義人」であり収益を享受していないこと、②その収益を請求人が享受していたことが主要事実ですが、隼人が名義人であることに争いはありませんので、実質的な賃料収入が請求人に帰属するか否かが問題で、その該当性の評価・判断のためには、まず、原処分庁が評価の根

拠となる事実として主張する先ほどBさんが説明してくれた⑩から⑪の事実のうち、⑪賃料を收受した隼人名義口座を請求人が管理し、金員を自由に出し入れできたこと、⑫請求人が本件物件の管理や修繕工事を主体的に行っていたこと、⑬請求人主張の使用貸借契約（本件使用貸借契約）が実態を有していないものであったこと、が事実として認められるか否か、他方請求人が主張する⑭本件使用貸借契約が成立したと認められるか否かをそれぞれ検討する必要があります。そして、認定できる事実と原処分庁主張の先ほど述べた容易に認定できる事実を総合的に考慮して賃料収入の実質的帰属者が誰かを評価・判断することになります。

そこで、まずは、当事者がその主張する事実の裏付けとして提出した証拠を前提に、今述べた⑪ないし⑭の事実がその証拠によって認定できるかどうかを検証していくこととしましょう。その際、当事者の立証が不足しているようであれば、当事者に証拠の追加提出を求めつつ、必要に応じて審判所の職権調査権限行使することも念頭におきながら進めていくこととしましょう。

A & B：わかりました。

第2 事実認定の構造

前章で、本事案において認定できるか否かを検討すべき事実が示されたので、次に、審査請求における審理の過程で、どのように事実が認定されるかについて、見ていくことにしよう。

特に、事実を証明（立証）する手段となる「証拠」について、その機能面に着目した分類—直接証拠と間接証拠—を中心に見ていく。証拠を機能的にみた場合には、立証すべきテーマ（事実）が何であるかによって、同じ証拠であっても、直接証拠になったり、間接証拠になったりする。そして、その証拠の性質の違いによって、事実認定のプロセスも変わってくる。

ここでは、どのように事実が認定されるのか、どのような事実や証拠関係に着目して事実認定を行うべきかを「事実認定の構造」ということにする。

1 直接証拠

J：ところで、Aさん、直接証拠という言葉を聞いたことはありますか。

A：ええ。例えば、納税者が作成する会計帳簿やその保有する領収書等を直接証拠といい、納税者の申述内容等を間接証拠というのではないでしょか。

J：うーん。確かに、課税庁が重加算税を賦課するような場面では、直接資料のみならず納税者の認識等に関する間接資料の収集も積極的に行うように、などという言われ方もするようですが、審判所や訴訟でいう「直接証拠」、「間接証拠」というのは、これとは違います。

Bさん、法律学用語辞典で「直接証拠」を引いてみてください。何で書いてあるかな？

B：「民事訴訟において、直接証拠とは、法律効果の発生に直接必要な事実である主要事実（要件事実）の存否を直接証明する証拠をいう。」（高橋和之ほか「法律学小辞典[第5版]」、平28、有斐閣）とあります。

A：なに？ どういうこと？

B：続けますと「例えば、弁済についての受領書、契約についての契約書や立会人等がこれに当たる」とあります。

A：「法律効果の発生」とか、「主要事実（要件事実）」っていうのは具体的に

どういう意味ですか？

B：同法律学小辞典によりますと、「法律効果」とは、「権利義務関係の発生原因となるものとして定められた一定の社会関係を法律要件、それから生じる権利義務関係」をいうとされています。

A：ちんぶんかんぶんです。もっとわかりやすく説明してくれませんか？

B：本件で問題となっている民法第601条の「賃貸借」で説明します。

賃貸人が賃借人にある物を使用収益させることを約し、これに対して賃借人が賃貸人に賃料を支払うことを約するという意思表示が合致すれば、「賃貸借」という民法で定められた法律要件が充足されます。

民法第601条（賃貸借）

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

A：そして？

B：賃貸借契約が成立すると、賃貸人にはその対象物を賃借人に使用収益させる義務を負います。他方、賃借人にはそれに対して賃貸人に賃料を支払う義務を負うことになります。このように、賃貸借契約という法律要件の充足に伴って生じる権利義務を法律効果といいます。

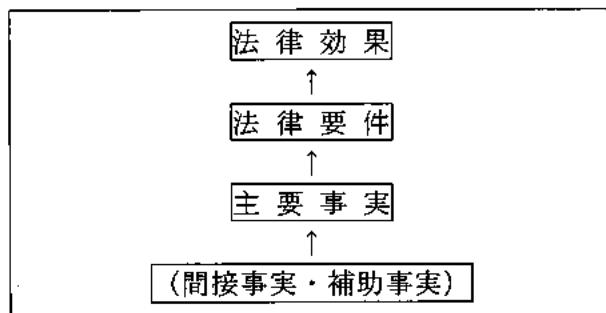
A：うんうん。それで？

B：その法律効果の発生に直接必要な事実を主要事実（要件事実）といい、直接事実ともいいます。

A：なになに？

B：つまり、賃貸人が賃借人にある物を使用収益させることを約し、これに対して賃借人が賃貸人に賃料を支払うことを約するという意思表示が合致したという事実が主要事実ということになります。

(図表)



出展：司法研修所編「事例で考える民事事実認定」（平成 27、法曹会、5 頁）

A：あれ、元に戻っちゃったね。

J：では、Aさん。今、Bさんが説明した賃貸借に係る主要事実の存在を直接裏付ける証拠は何ですかね？

A：それは、通常、賃貸借契約書になりますよね。

J：ええ、賃貸借契約書には、通常、賃貸人が賃借人にある物を使用収益させることを約し、これに対して賃借人が賃貸人に賃料を支払うことを約するという意思表示の合致が記載されているはずですから、これは賃貸借の存否を直接証明する証拠として直接証拠になります。

A：本件では、賃貸借契約書の内容をみると、「1. 隼人は、賃借人に対し、〇年〇月〇日、本件マンションの一室を、賃料1ヶ月〇万円、賃貸期間同日から〇年間の約定で賃貸した。」などとの記載があり、意思表示の合致という主要事実が含まれているということですね。

J：そうですね。それでは、仮に、賃貸借契約書が作成されていなかったような場合の直接証拠としてはどのようなものがありますか？

A：うーん？

J：Bさん、どうかな？

B：当該賃貸借契約の当事者本人の「賃貸人が賃借人にある物を使用収益させ、これに対して賃借人が賃貸人に賃料を支払う」という合意をしたとの供述や陳述書の記載も、直接証拠になるのではないかと思います。

J：ええ、そうですね。また、当該契約を締結する際の契約現場に立ち会っていた証人（立会人）の供述も直接証拠になります。

A：なんか、分かったような、分からぬような・・・。

J：まずは、直接証拠とは要証事実である主要事実の存否を直接証明できる内容を持つ証拠と覚えておいてください。

直接証拠による場合、証拠の内容から直接、要証事実を証明するという構造になりますね。他の事実を介在させることなく要証事実を認定することができる点で、間接証拠と区別されます。

2 間接証拠

J：ではBさん、間接証拠とは何ですか。

B：続けて、同法律学小辞典を引きますと、間接証拠とは、民事訴訟上、「・・・間接事実又は証拠の証拠能力や証拠力を明らかにする事実である補助事実の存否を証明する証拠をいう」とあります。

間接証拠の例として、「現場不在証明（アリバイ）のための証人」、「証人の証言の信ぴょう性に影響のある事実（証人の性格・利害関係等）の存否を証明するための証拠」とされています。

A：「間接事実」って何？

B：間接事実とは、民事訴訟上、「主要事実の存否を経験則上推認させる事実をい」います。

A：「経験則」？

B：はい、経験則です。経験則とは、経験から帰納された事物に関する知識や法則をいいます。

J：経験則については後ほど検討しますが、Aさん、満開の桜の木の下で撮影された集合写真があるとします。いつ頃撮影された写真だと思いますか。

A：正確な年月日はもちろんわかりませんが、おそらく3月から4月頃に撮影されたものだと考えます。

J：何でそう考えるの？

A：桜はその時期に満開になるからです。

J：それは、Aさん自身の個人的な経験や知識からかな？

A：いや、少なくとも日本人であれば、皆、そう考えると思いますよ。その写真が日本で撮影されたものであれば。

J：ではBさん。ある人があるマンションの居室に住み続けているとします。ところがその居室はその人とは別の人気が所有するものであることが分かっています。何で、その人はその居室に住み続けることができるのかな？

B：その所有者から借りているからだと考えます。

J：まあ、不法に占拠して住んでいるということも考えられないことはないけれど、その人が平穏に住み続けているということは、その所有者から借りているからだと考えるのが普通ですよね。その人がその物件の所有者のお子さんであれば、只で借りているのかも知れないね。

B：ええ。経験則上。

使用貸借契約のような場合には、こうした契約は、親族・知人などの間で、お互いの人間関係や恩義・情誼などの複雑な関係を踏まえて、自然に発生することも多く、書面による明示の契約締結のない場合も多くあると考えられる（伊藤滋夫「要件事実の基礎・裁判官による法的判断の構造 新版」平27、有斐閣、328頁）。

J：その所有者以外の人が使用収益している事実、その使用収益している人がある物の所有者に定期的に金員を支払っている事実、そのある物の修繕費用をその所有者が負担した事実、これらの事実は、当事者間に賃貸借という主要事実が存在することをうかがわせる事実ですよね。

A：はいはい。

J：これらの事実が間接事実で、その間接事実の存在を証明する証拠が間接証拠という関係になります。賃借人が保有していた賃料に係る領収書、賃貸人が保有していた賃貸物の修繕に係る領収書などがそうですね。

A：うーん、まだよく分からないです。

J：最初に、賃貸借の例は分かりにくいかも知れませんね。

違う例でいうと、例えば、贈与があったことを主要事実（課税要件）とした場合に、直接証拠としては、贈与契約書、贈与した旨の贈与者の答述、贈与を受けた旨の受贈者の答述などがあります。

他方、間接証拠としては、その贈与事実があった頃に贈与を原因とする所有権移転登記が経由されていること、贈与を受けたとする者がその頃から贈与の目的物の占有を開始したことなど、が当たります（「裁決書起案の手引」の「第4編 文書作成上の留意事項」の「第4 裁決書起案に関連した

法律関係用語集」)。これらは当時、贈与があったことをうかがわせる事実(間接事実)ですよね。その存在を裏付ける証拠、例えば、登記事項証明書や第三者の証言などが間接証拠になります。

A: まだ、こちらの例の方が分かりやすいかな。

J: このような、間接的に主要事実に役立つ証拠であって、間接事実の存在を証明する証拠のことを間接証拠といいます。間接証拠からは直接要証事実を認定することはできず、まず間接事実を認定した上で、経験則を適用し、この間接事実から要証事実である主要事実を推認するという構造になります。

A: 直接証拠から要証事実を認定する場合と、間接証拠による場合とで、認定の構造が違うのですね。

J: 要証事実との関係で証拠を具体的に見ていくということになりますね。

ある証拠が直接証拠に当たるかどうかは、

- ① 問題となっている要証事実の体験者が(体験者性)、
- ② 要証事実そのものについて供述又は記載したものかどうか(事実対応性)によって判断すると分かりやすい(司法研修所編「事例で考える民事事実認定」、平成27、法曹会、12・13頁)

3 直接証拠と間接証拠との区別

J: おさらいすると、直接証拠とは、主要事実(要件事実)の存否を直接証明できる内容をもつ証拠をいい、間接証拠とは、その主要事実の証明に間接的に役立つ証拠で、間接事実の存否を証明する証拠をいいます。

賃貸借の存否が争われているケースを例にとると、賃貸借契約書は賃貸借の存在を直接証明するものとして直接証拠になります。他方、賃借人が保有していた賃料に係る領収書、賃貸人が保有していた賃貸物の修繕に係る領収書などは、賃貸借の存在を推認させる事実を裏付けるものとして間接証拠ということになります。

A: わかりました。直接証拠と間接証拠の違いは、証拠となる物自体の性質の違いによるもの(後述する「物証」と「人証」がある。)ではないということですね。

J: そのとおりです。

ただ、気を付けておかなければならぬことがあります。直接証拠と間接証拠は、要証事実、分かりやすいえば、立証すべきテーマが何であるかによって決まるということです。

A：？？？

J：Aさん、本件の主要事実は何でしたっけ。

A：①生ずる収益の法律上帰属すると認められる隼人が「単なる名義人」であって収益を享受していないこと、②本件物件の賃料収益が請求人に帰属することです。

J：そうでしたね。そして、隼人は各賃借人との間で賃貸借契約を締結しています。

A：ええ、今、説明のあった直接証拠に当たる賃貸借契約書があります。

J：賃貸借の存否が争われている場合においては、賃貸借契約書が賃貸の事実を裏付ける直接証拠になるのですが、本件で争いのある主要事実は賃料収益の帰属の点です。

隼人を貸主とする賃貸借の存在は、本件の争点である収益の帰属の観点からみるとどういう関係になりますか？

B：当該賃貸借に係る収益の名義上の帰属者が隼人であることを示すとともに、収益が実質的に隼人に帰属することを推認させる事実になります。

J：そうですね。そうすると賃貸借契約書は？

A：当該収益の名義上の帰属者が隼人であることを示す直接証拠であるとともに、収益が実質的に隼人に帰属することを推認させる間接事実を裏付けるものとして、間接証拠になるのかな？

J：そのとおり。同じ賃貸借契約書という証拠が、立証すべきテーマの違いによって、あるときは直接証拠となり、あるときは間接証拠となるという関係がわかりますよね。同じ証拠であっても、どの事実を立証するために用いるかによって、分類が変わってきます。したがって、直接証拠と間接証拠とを明確に区別する必要があるということです。

A：わかりました。

4 事実認定の二つの構造

J：これまでの説明で理解できたと思いますが、事実認定の仕方には大きく分けると二つの構造があります。

B：直接証拠によって認定する場合と間接証拠によって認定する場合ですね。

J：厳密にいうと、契約書等の直接証拠によって立証テーマである主要事実を直接認定するというのが一つ（直接認定型）。それから、間接証拠から間接事実を認定し、その認定された間接事実から主要事実を推認するというのもう一つ（間接推認型）ということです。

説示の要領については、司法研修所編「10訂 民事判決起案の手引」（平成30、法曹会、79頁～）参照。

A：具体的な事実をこの二つのパターンに当てはめて認定していけばいいんですね。

J：ただ、そう単純にもいかないというのが現実です。

例えば、審査請求では、過去の事象が問題にされますから、賃貸借の例をとってみても、現在契約中の契約書はあるけれどもすでに契約期間が終了したものは保存していないケースもあるわけです。こうした場合は、間接事実の立証は、そのものズバリの立証ではないことから、いろいろな間接証拠から間接事実を認定して、それを総合して主要事実である賃貸借の存在を推認せざるを得ないこととなります。これは証拠の有無という現実的な問題です。

直接証拠は、その信用性が認められる場合には、直ちに要証事実を認定できますが、間接証拠は、その信用性が認められる場合に、そこから直接認定できる間接事実を認定した上、その間接事実から要証事実を推認するというプロセスを経ることになります。間接事実からの推認の過程には不確かさが入り込む余地があり、直接証拠からの認定の方が誤りの少ない事実認定が可能になる（司法研修所編「事例で考える民事事実認定」、平成27、法曹会、47・48頁）。

あと、間接証拠にしたって主要事実の存在を推認させるものもあれば、全く逆の間接証拠（主要事実の存在を疑わせるもの）だって当然にあり得るわけで、様々な間接証拠から認定される間接事実をどのように全体的に評価して主要事実の推認につなげるかという問題もあります。

B：我々には職権で調査を行う権限もありますので、そのへんの兼ね合いもありますよね。

J：そうなんですね。当事者が提出した証拠からだけだと事実が認定できない場合に、どこまで調査すべきなのかという問題も絡んできます。その意味でも、直接証拠と間接証拠とを明確に区別する必要があります。現状の間接証拠から認定できる間接事実のみで主要事実が推認できるのであれば問題ないけれども、なかなか思い通りにはいかないというのが現実です。

A：いろいろと悩ましい点があるのですね。

J：それと、大切なことがあります。二つの認定構造をきちんと理解して、具体的な事案を検討する際に自分が行おうとしている事実認定がどちらの構造なのか意識することは大切なんですが、事実認定には、いろいろなパターンや組み合わせがあるため、この二つのパターンしかないと割り切って考えるのはよくないんです。

A：どういうことですか。

J：例えば、主要事実の認定において間接事実として機能する事実が、同時にその主要事実を認定する直接証拠の信用性を判断する上での補助事実として機能することは、実務上少なくありません。これを「間接事実の補助事実的機能」（※）といい、一つの事実が二つの機能を持つということなんですが、これを並行的・重畳的に用いることで、事実認定の精度を上げるのに有用とされています。

いずれにせよ、所得の帰属について争われている事例を見ると、直接証拠から直ちに認定してそれで終わりというケースは稀で、多くの間接事実を積み上げて判断しているものが殆どのため、事実認定の構造をしっかり頭に入れて、適正に事実認定を行う必要があります。

なお、事実認定の構造については、間接事実を認定するプロセスにおいても、これを証明する証拠（間接証拠）から認定する場合と間接事実を推認する再間接事実から認定する場合があるなど、いろいろな組合せがあるから、イメージ図（後記（参考）参照）などを書くなどして整理しておくと、理解しやすいですよ。

（※）間接事実の補助事実的機能

○補助事実について

直接証拠から主要事実を認定したり、間接証拠から間接事実を認定する際には、証拠の証拠力（証明力、証拠価値）を判断する必要がある。証拠の証拠力を判断する際に使用される事実を補助事実という。

補助事実には、文書の形式的証拠力や実質的証拠力に関する事実、人証の供述の信用性に関する事実など、様々な事実が含まれる。また、補助事実自体も証拠及び弁論の全趣旨によって認定される必要があるが、補助事実を認定することができる証拠も間接証拠という。

○間接事実の補助事実的機能について

主要事実の認定において間接事実として機能する事実が、同時にその主要事実を認定する直接証拠の信用性を判断する上での補助事実として機能することを「間接事実の補助事実的機能」という。

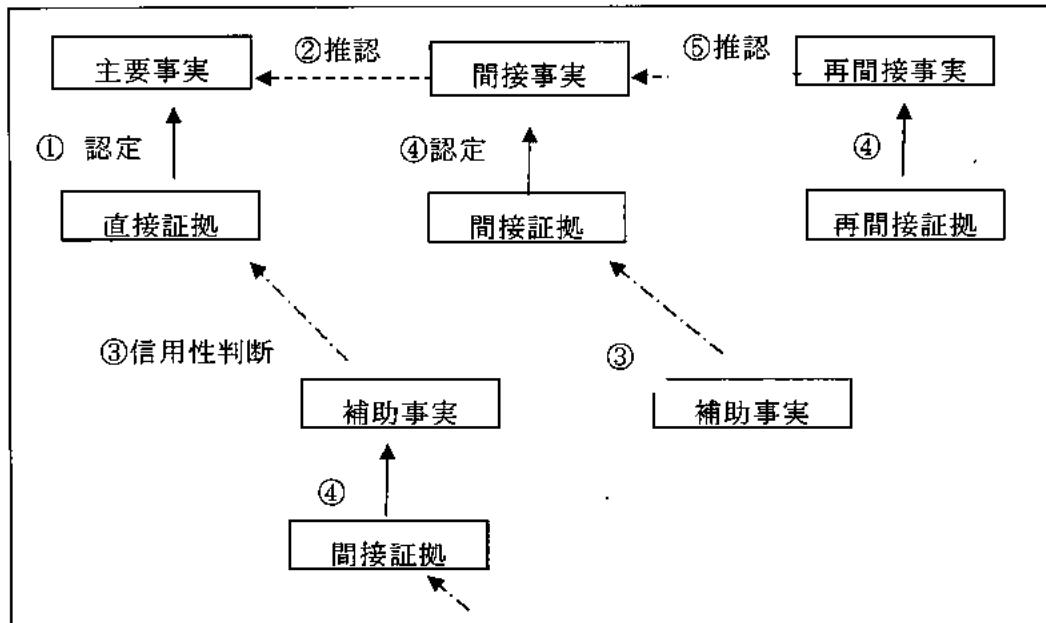
例えば原被告間における金銭消費貸借契約の締結が要証事実となった事案で、直接証拠として「被告に金を貸した」という原告の供述がある場合に、「原告が貸付当日に貸付金額と同額を自分の預金口座から引き下ろした」という事実を、原告の供述の信用性を判断するための補助事実として用いることもできるし、これを間接事実として金銭消費貸借契約の締結を推認するといった用い方もできる。

この二つの機能は両立しないわけではないから、並行的・重疊的に用いて、いわばダブルチェックすることによって、事実認定の精度を上げることができる。

（司法研修所編「事例で考える民事事実認定」、平成 27、法曹会、14・15 頁）

(参考) 民事訴訟における事実認定の構造

(司法研修所編「事例で考える民事事実認定」、平成27、法曹会、15・16頁)



①は、直接証拠から主要事実を認定する際の構造（証拠→事実）。②は、間接事実から主要事実を推認する際の構造（事実→事実）。

そして、直接証拠・間接証拠は補助事実によってその信用性が判断され（③）、間接事実や補助事実は間接証拠や再間接事実によって認定（④）、推認される（⑤）。これらは、①（証拠→事実）②（事実→事実）のいずれかと同様の認定・推認の構造となる

第3 証拠と判断の枠組み

1 証拠

これまで検討したとおり、本事案で争いのある主要事実は「本件賃貸料収入が実質的に隼人に帰属せず、請求人に帰属すること」である。この事実は評価により決まるもので直接立証する証拠はないので、前記原処分庁主張のⒶないしⒷ、請求人主張のⒹという事実や容易に認定できる事実等を総合考慮して評価判定することになる。

そこでまず、Ⓓの請求人と隼人の間で、本件物件について、平成27年4月30日、本件使用貸借契約が有効に成立したか否かについて検討するが、審判所としては、基本的には当事者が自ら提出するそれぞれの主張を裏付ける証拠を基にこの認定を行うこととなる。

しかし、審査請求人又は原処分庁（以下、両者を併せて「審理関係人」という。）から提出された証拠だけでは事実認定ができない場合には、審判所においては、裁判所と異なり直ちに立証責任によって決するのではなく、当事者の主張に拘束されることなく必要な証拠調べを行うことができる職権探知主義の建前を探っているので、職権によって収集された証拠によって事実認定が行われても良い（通則法第97条。但し、争点主義的運営には配慮を要する。）。

そこで、以下では、証拠資料の収集の手順と証拠の種類（物証・人証）に応じた証拠調べについて、確認していくことにしよう。

（1）証拠の収集

A：顔合わせの時に、Jさんは当事者の主張を整理して、争点とされるべき点について「証拠」によって判断しなければならない、っておっしゃってましたが、審理関係人から提出された証拠だけで判断すればいいんですかね。

J：いい質問ですね。その点については、審査請求に関する国税通則法の規定を確認してみることにしましょうか。

審査手続の進行にしたがって通則法の規定をみると、

① 国税に関する処分に不服のある審査請求人は、審査請求書において審査請求の趣旨と理由を明らかにすることが要請されています（通則法第

87条《審査請求書の記載事項等》第1項)。これは、現行通則法の下では、審査請求を行う時点においては少なくともすべての場合に原処分の理由が明らかにされることになったことから、まず、審査請求人が請求の趣旨及び理由で処分の取消し又は変更を求める範囲及び理由を明らかにする(通則法第87条第3項)こととされたものと解されています。

- ② これに対し、原処分庁は、①の審査請求の趣旨及び理由に対応して、その主張を記載した答弁書を提出しなければならず(通則法第93条《答弁書の提出等》第2項)、
- ③ 審査請求人は、②の答弁書に対して、さらに反論書を提出し(通則法第95条《反論書等の提出》、主張の一態様である口頭意見陳述の申立てをすることができる(通則法第95条の2《口頭意見陳述》第1項)こととされました。
- ④ また、審査請求人は、自己の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物を担当審判官に提出できることとされ(通則法第96条《証拠書類等の提出》第1項)、原処分庁はその処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができ、
- ⑤ さらに、審理関係人は④により提出された書類その他の物件などの閲覧又は写しの交付を求め、反証をする機会が与えられています(通則法第97条の3《審理関係人による物件の閲覧等》)。

したがって、このような、通則法の規定から、基本的には審査請求の当事者の攻防(主張立証)に委ねることが適正な裁決の観点からも適当であると考えられているね。

A: ということは、民事裁判と同じで、証拠の提出がない場合や提出された証拠だけでは審査請求人が求める内容が真実であるかどうか判断できなかったり、あるいは、原処分の適法性が判断できなかったりする場合などは、立証責任の観点から判断してもいいってことですよね。

B: Aさん、それは少し違うんじゃないでしょうか。審判所は行政庁としての最終判断を裁決書として示すわけですから、民事裁判と同じってことにはならないと思いますけど。

通則法第97条《審理のための質問、検査等》第1項には、担当審判官は

審理のために必要があるときは、審査請求人や原処分庁に対して質問を行ったり、帳簿書類などの提出を求めたりすることができる旨の規定もありますよ。

J：そのとおりですね。Bさんが言っていた通則法第97条第1項の規定や、審査請求人等が調査に応じないために主張の基礎を明らかにすることが著しく困難な場合は、主張不採用の措置をとることができる（同条第4項）との規定から審判所の審理は職権探知主義をも採用しているといえますね。

そうすると、審理関係人から証拠等の提出が積極的にされないような場合や審理関係人が提出した証拠によっても心証が得られないような場合には、不明な点について審理関係人に対して釈明を求める（求釈明）などして、それぞれの主張立証を促すことを検討し、なお、証拠が不足するような場合には判断に必要ならば職権によって証拠収集をすることになりますね。

A：更正処分に対する審査請求がされている場合で、原処分調査のときには判明していなかったような主張が審査請求書などに記載され、それについて請求人から一定の証拠などが提出された場合はどうなるんですかね・・・。

原処分調査の段階では主張されていないので、原処分庁が証拠を持っていいるとは限らないから、そのようなときは審判所で常に職権調査が必要になるんですかね。大変だな。

J：審査請求書の例でいえば、先ほど説明したけど、原処分庁は審査請求書の趣旨及び理由に対応する原処分庁の主張を答弁書として提出しなければならないから、請求人の新たな主張が課税要件事実にかかわるものであれば、答弁書でそれに対応する主張をし、裏付けとなる証拠を提出してくるのが一般的ですね。

また、請求人から原処分調査の際に判明していなかったような主張や証拠が提出された場合、原処分庁は一定の範囲で新たに調査を行うことも予定しているから、やはり、まずは原処分庁に対して釈明を求め、主張立証を促すことが必要ですね。

このような場合には、原処分庁が答弁書などで反論するにあたって、それなりに時間を要することも考えられるので、審理手続の計画的進行の観点からも、早めに釈明を求めることが大切ですね。

その結果でも、原処分庁と請求人の主張のどちらが正しいか心証が得られなかつたり、証拠が不足したりする場合には職権調査を行うことを検討しなければならないでしょうね。

A：ということは、原処分の適法性を一から調査し直して、審査請求に理由がないってことを確認すればいいってことなんですね。

J：ちょっと待ってください。審判官に認められた質問検査権は「審理のために必要があるとき」に行使できるとされ、質問検査に審理関係人が応じない場合の罰則規定も定められていません。したがって、審理関係人から提出された証拠のみでは心証が得られないような場合に初めて職権探知を行うことが基本であると考えられるので、通常の調査における質問検査権とは違うってことですよ。

審判所の調査は審理のための調査であって、課税のためのものではないってことは覚えておいてくださいね。

この点は、第 63 回国会審議の過程で、当時の吉国二郎主税局長が「・・・前略・・・権利救済というたてまえをとる場合には、できるだけ納税者の主張するところが真実であるかどうかということを中心に税務署が納税者側の主張を中心にして審理を行っていけば、わざわざ実際に脱税調査をやってみようかという必要はないはずなんで、当事者の主張を中心にそれが正しいかどうかをできるだけ判断していくというやり方を原則とすることによって、新しい脱税事実が続々として出てくることはありえないような運営をしたいと申し上げた。・・・後略・・・」と答弁されていることや、国会の附帯決議にも現れています。一度、時間のあるときにでも確認しておいてください。

審査請求における質問検査権の行使については、次の附帯決議があることに配意する。

1 衆議院大蔵委員会附帯決議（昭和 45 年 3 月 4 日）

前略

(2) 質問検査権の行使に当たっては、権利救済の趣旨に反しないよう十分配意すること。特に、国税不服審判所の職員は、その調査が新たな脱税事実の発見のためではないことを厳に銘記の上、納税者の正当な権利救済の実現に努めること。

後略

2 参議院大蔵委員会附帯決議（昭和 45 年 3 月 24 日）

前略

一、政府は、不服審査における質問検査権の行使に当って、審査請求段階の国税不服審判所のみならず、異議申立て段階の税務署等の不服申立てにおいても、それが納税者の権利救済の目的にあることによるとんがみ、濫用の弊に陥ることのないよう慎重な配慮を行うべきである。

後略

(2) 書証

「書証」とは、文書を閲読して読み取った内容を証拠資料とするための証拠調べを意味する。

J：それでは、請求人から提出されている証拠について見ていくうと思いますが・・・まずは、請求人から提出されている契約書などの文書から検討していきます。

Aさん、今さらですが、文書って何だか分かりますか？

A：それぐらい分かりますよ。契約などの内容が紙に記載されたものでしょ？
契約書とか・・・覚書とか・・・。

J：もう少し、正確にいうと、文書とは文字その他の記号の組み合わせによって、人の意思、認識、判断、報告、感想等（これらを併せて「思想」とも呼ばれる。）を表現している外観を有する有体物のことをいうとされているね。

ところで、Bさん、文書はその性質によって二つに分類することができるけど、どのように分類されるのか分かるかな。

B：えーと、そうですねえ。処分証書と報告文書でしたっけ。

J：そうそう。

処分証書とは、意思表示やその他の法律行為が文書によってされた場合のその文書をいい、契約書や手形、解除通知書、遺言書などが処分証書に当たりますね。

処分証書は、文書作成の意思とその文書に記載された行為の意思とが直接関係しているので、文書が作成者の意思に基づいて作成されたことが証明された場合は、その文書に記載された行為そのものが認定されると言われています。

処分証書については、立証命題たる意思表示その他の法律行為が記載されている文書と定義する見解もある（司法研修所編「事例で考える民事事実認定」、平27、法曹会、21頁）。

じゃあ、Aさん、報告文書ってどんなものかな。

A：報告文書ですか？先ほど、文書はその性質によって二つに分類できるってJさんが言っていたから・・・処分証書以外の文書が報告文書ってことですかね。

J：そのとおりだね。

B：Aさん、直感だけは鋭いですね。

A：長年の調査で培った嗅覚ですかね。捨てたものじやないでしょ。

J：まあまあ。報告文書に話を戻しましょうか。

報告文書とは、処分証書以外の文書で、事実に関する作成者の認識や、判断、感想などが記載されたもので、例えば、領収書、商業帳簿、議事録、日記、手紙、陳述書などが報告文書に当たることになります。

報告文書の場合、文書の真正が認められても、その文書に記載された内容の真実性が直接に基礎付けられるわけではないとされています。

ところで、Bさん、本件で請求人から提出された証拠のうち、処分証書に該当しそうな文書はあるかな？

B：処分証書とは意思表示やその他の法律行為が文書によってされた場合のその文書のことですよね・・・。

そうすると、請求人から提出された証拠のうち、本件使用貸借契約書などが処分証書に該当しそうですね。

J：そのとおりですね。

(3) 文書の証拠力

文書の証拠力とは、文書の記載内容が要証事実の証明に役立つか否か、また、役立つ程度を意味する。

文書の証拠力は、形式的証拠力と実質的証拠力に分けられるが、形式的証拠力とは文書の記載内容が作成者の意思を表現したものであることをいい、実質的証拠力とは文書の記載内容が事実の存否についての判断に作用して影響を与える力を言う。

当該文書に形式的証拠力が認められた場合、当該文書の記載内容が要証事実の存在（ないし不存在）をどれだけ推認させる力を有するかを判断することとなるが、上記のような力を実質証拠力という（森健一、「私文書の真正の推定」、判タNo.1385、2013.4、54頁）。

イ 文書の形式的証拠力

文書に形式的証拠力が認められるためには、

- ① 挙証者（証拠申出人）の主張する作成者が、その意思に基づき文書を作成したこと（成立の真正、民訴法第228条《文書の成立》第1項）。
- ② 作成者の思想が表現されていること。
が必要である。

ロ 民訴法第228条第4項の推定

文書の形式的証拠力が認められるためには、文書の成立の真正が認められる必要がある。

もっとも、民訴法は文書の成立の真正についての立証負担を軽減すべく、これについての推定規定を置いている。一つは公文書につき、「その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきとき」の推定（民訴法第228条第2項）であり、もうひとつは、私文書につき、「本人又は代理人の署名又は押印があるとき」の推定（同条第4項）である。

実務上問題となることが多いのは、後者（私文書）の推定であり、これは、本人又は代理人が文書にその意思に基づいて署名又は押印をしている場合には、その文書全体が同人の意思に基づいて作成されているのが通常であるという経験則を基礎としている。したがって、同条項は、審判所の審理において当然に適用になるわけではないが、同様に考えてよいと思われる。

J：それでは、本件使用貸借契約書について確認していくことにしましょう。

具体的に本件使用貸借契約書の内容を検討する前に、私文書の成立の真正についておさらいすることにしましょうか。

A：私文書の成立の真正・・・ですか？契約書に署名と押印があるから、契約書としては成立しているんじゃないですか？まあ、親子間の使用貸借ですし、累進税率逃れとしか思えませんがね。

J：Aさん、前にもお話ししたとおり、証拠で判断しなければダメですよ。

A：そうでしたね。肝に銘じておきます。

J：そうそう。争点についてはしっかりと証拠に基づいて判断しなければいけませんね。ところで、Bさん、私文書の成立が真正に認められる条件って分かるかな。

B：民事訴訟法第228条第4項に「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」と規定されていますから、審査請求の手続においても同様の考え方で、その文書の作成者の署名又は押印があれば真正に成立したと言えるんですね。

J：法令の規定振りは、そのとおりだね。これらの規定は経験則に基づいているので、審査請求の手続においても同様に考えてもよいでしょうね。ただ、注意を要するのは「本人又はその代理人の署名又は押印」は単に文書に署名・押印が存在するということではなく、本人又はその代理人の「意思に基づく」署名又は押印がされていることを意味するということだね。

文書に作成者の意思に基づく署名又は押印がされている場合、その文書全体がその署名又は押印をした者の意思に基づいて作成されているのが通常であるという経験則を基礎としていると言われています。

A：ちょっと待ってください。経験則って何です？後ほど検討するとおっしゃっていましたが…

J：経験則とは、「経験から帰納された事物に関する知識や法則であり、一般常識に属するものから、職務上の技術、専門科学上の法則まで含まれる。経験則は、ここでは、具体的な事実ではなく、物事の判断をする場合の前提となる知識ないし法則（新堂幸司、「新民事訴訟法 第5版」平23、弘文堂、579頁）」であると説明されています。

経験則にはその法則性の強さに応じて、①必然性のある経験則（このような場合には、必ず、このようなことが生じる。）、②蓋然性のある経験則（このような場合には、通常、このようなことが生じる。）、③可能性のある経験則（このような場合には、このようなことが生じることがある。）に分類することができるとされています（司法研修所編、「民事訴訟における事実認定」、法曹会、28頁）。

A：そうすると、さっきJさんがおっしゃった署名又は押印がある場合、その文書が真正に成立したと推定されるのは、契約書などの文書は、その内容などを理解・確認した上で署名又は押印するのが一般的であるという一般的な常識、経験則でしたっけ、が働くってことですね。

J：そういうことですね。

それで、真正に成立した文書が処分証書に該当する場合には、そこに記載された意思表示や法律行為が行われたと認定されることになる点については、前に話したとおりです。

A：署名の場合は、筆跡で本人が署名したものだっていうのは分かりますが、押印の場合はどうなんですかね。同じ印鑑を使えば、誰が押印しても同じ印影になるんじゃないですか？

B：確かにそうですね。最近はワープロで契約書などが作成され、氏名もワープロ打ちされ、自署でないものもありますからね。

J：二人とも、いい所に気がつきましたね。

その点は、いわゆる「二段の推定」と呼ばれるものがあるので、簡単に説明しておきますね。

一段目の推定は、文書上の印影が本人の印章によって顕出されたものであるときは、反証のない限り、その印影は本人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定するというものです。これは、実印や取引印については慎重に取り扱われており理由もなく他人に使用させることはないとされています。この推定は事実上の推定になるわけですが、本人がその意思に基づいて押印したものと推定されると、民訴法第228条第4項の本人又は代理人の署名又は押印があるとき、という条項に該当してくるので、二段目の推定として、文書全体についての成立の真正を推定することができるようになる訳です。

昭和39年5月12日最高裁第三小法廷

「民訴三二六条に『本人又ハ其ノ代理人ノ署名又ハ捺印アルトキ』といふのは、該署名または捺印が、本人またはその代理人の意思に基づいて、真正に成立したときの謂であるが、文書中の印影が本人または代理人の印章によって顕出された事実が確定された場合には、反証がない限り、該印影は本人または代理人の意思に基づいて成立したものと推定するのが相当であり、右推定がなされる結果、当該文書は、民訴三二六条にいう『本人又ハ其ノ代理人ノ（中略）捺印アルトキ』の要件を充たし、その全体が真正に成立したものと推定されることとなるのである。」

A：そうすると、文書の印影が文書の作成者が所有している印章によって、顕出されたものであった場合、その文書は真正に成立したってことになる訳ですよね。

B：二段の推定が働けば、Aさんのおっしゃるとおりだと思いますが。一段目

の推定は、先ほどJさんがおっしゃっていたことからすれば、実印や取引印については慎重に取り扱われており理由もなく他人に使用させることはないはずだという経験則から生ずる事実上の推定だっていうことですよね。だとすれば、その経験則が働かないような場合もあるのではないでしょか？

J：Bさん、鋭いですね。一段目の推定は、経験則を基礎とする事実上の推定であるから、相手方において、この推定を破るには、自己の印章は厳重に保管・管理し、理由もなく他人に使用させることはないという経験則を適用できない事案であるとの疑いを抱かせる程度の反証をすれば足りるということになります。

どんな場合に、この推定が働かなくなると考えられるかな。

A：そうですね・・・あっ、文書に押印された当時、その印章を本人が紛失していたり、盜難に遭っていたりすれば、物理的に本人がその印章を用いて押印することはできませんよね。

J：おっしゃるとおりです。今、Aさんが例に挙げたような類型を「盗用型」ということもありますよ。

【一段目の推定に関する裁判例】

- ・ 本人の印章であること
親子で三文判を共用していた場合（最判昭和50年6月12日）や、親が一方的に子の名義で印鑑登録をしてずっと管理していた場合（東京地判平成12年8月31日）。
- ・ 印章の管理の実態（盗用の可能性）
家族や関係者などによる盗用の可能性の立証（最判昭和45年9月8日）や、高齢で認知症のため印章の管理ができない場合（東京地判平成10年10月26日）。
- ・ 印章の預託（冒用の可能性）
印章を預かっていた者が経済的に困窮していて、融資を受けるのに保証人が必要であったなどの客観的事情が認められ、印章の冒用の可能性が立証されるような場合（東京高判昭和61年4月17日）。
- ・ 本人による押印の可能性の存在
本人が、長期間出稼ぎに出ていて帰宅したこともなく押印できないような場合（最判平成5年7月20日）。

A：ところで、二段目の推定が破られることがあるんですか？法律に規定されているんですよね。法律を破ることってあるんですかね。

J：二段目の推定は、民訴法第228条第4項に定められているのですが、こ

の推定規定は、法律上の推定と区別され、法定証拠法則だと考えられています。

裁判所が一定の事実を認定する際に、その根拠とすべき事実が法定されることがある。これは自由心証主義の例外をなすものであり、法定証拠法則と呼ばれる。法が推定と言う用語を用いているにもかかわらず、法律上の推定とは、次の2点で区別される。第1は、推定される事実が、実体法上の法律要件事実ではない点である。第2は、したがって推定事実についての証明責任、およびその転換を考える余地がなく、相手方は、推定を覆すための本証の必要がなく、反証で足りる点である（伊藤眞「民事訴訟法〔第6版〕、平30、有斐閣、385頁」）。

先ほどお話したとおり、文書に作成者の意思に基づく署名又は押印がされている場合、その文書全体がその署名又は押印をした者の意思に基づいて作成されているのが通常であるという経験則を基礎としているとされている訳だから、この推定が働くなくなるような事案であれば、二段目の推定は破られることになるよね。

A：いまいち、ピンとこないですねえ…。どんな場合なんですか？

J：Aさん自身が契約書などを作成する場合、その契約書に署名・押印するまでの手順を考えてみたらどうでしょうか。

A：普通は、契約書の内容をよく読んで、その内容を理解し、自分が契約しようとしている内容と齟齬のないことを確認した上で、署名・押印しますね。

B：そうすると・・・署名・押印した白紙の契約書が使われたとか。

A：おー、そうか。署名・押印をして完成した契約書が作成された後に、誰かに大きく内容を加除、改ざんされたような場合とかもあてはまりそうですね。

J：そういうことになりますね。

AさんやBさんが指摘した事情のほか、契約書作成当時に契約書の内容をまったく読ませてもらえずに、言われるがままに署名・押印した这样一个場合も二段目の推定を破る事案になると考えられるよ。

ハ 本件使用貸借契約書の成立の真正についての検討

J：それでは、本件使用貸借契約書について真正に成立したものといえるかどうか検討してみましょうか。

申述や答述などのいわゆる人証の信用性を判断するポイントなどについて

では、後ほど検討することにしますが、原処分庁や審査請求人は本件使用貸借契約書についてどんな主張をしているのか、もう一度確認してみましょう。

A：答弁書をみると原処分庁の主張は、本件物件は平成27年4月に貸主を請求人、借主を隼人として使用貸借はされているものの、①家賃が振り込まれる隼人名義の預金通帳やその銀行印は請求人が管理していたこと、②本件マンションの修繕代金は請求人が負担していたと認められることから、本件使用貸借契約書は不成立ないしは無効であると主張していますね。まあ、もっともな主張のような気もしますが・・・あつ、証拠で判断しなければだめでしたね・・・。

B：審査請求書の理由欄をみると請求人は、平成27年4月31日に隼人に対して本件物件を使用貸借により貸し付け、①使用貸借後の賃貸借契約は隼人を賃貸人として契約していること、②マンションの賃料は隼人名義の預金口座で受領していることなどから、本件使用貸借契約により本件物件のオーナーを変更したものであり、賃料収入は請求人に帰属するものではない、と主張していますね。

J：本件使用貸借契約書への署名や印影について何か主張はされているのかな。

A：原処分庁からは、その点について特段の主張はないようですね。

B：審査請求書の理由欄からは、本件使用貸借契約書の署名やその印影についての主張は読み取れませんが、本件使用貸借契約書を見る限り、貸主である請求人の署名は、審査請求書の署名の筆跡と同一と思われます。借主である隼人の筆跡はこれとは異なる筆跡で、印影もそれぞれ異なることや原処分庁が特に争っていないことからすれば、請求人と隼人がそれぞれ署名・押印したものと考えるのが自然ですね。

J：確かに、原処分庁は本件使用貸借契約書が不成立、つまり、真正に成立していない、ってことについては具体的な主張をしていないので争っていないことになりますね。

A：どうしてですか？

J：先ほども説明したとおり、私文書の成立の真正については、二段の推定と

いう考え方があるから、不成立を主張するのであれば、一段目の推定又は二段目の推定のいずれかを破る反証をしてもらう必要がありますよね。

B：そうか。これまでの原処分庁から出された書面をみる限り、署名又は押印について、その者の意思に基づくものではないってこと、具体的には、顕出された印影が本人の印章によるものではないなどの点を主張していないってことですね。

J: そういうこと。署名又は押印のある私文書の成立を否定するのであれば、二段の推定規定に基づいて、どの部分でその推定が破られるか、その点を意識した反証が必要ですよね。

この点については、原処分庁に対して釈明を求めておく方がよさそうですね。

Aさん、原処分庁に対して、本件使用貸借契約書が成立していないという主張について、その理由を二段の推定規定を意識した上で回答してくれるよう、釈明を求めておいてください。

A: 分かりました。

後日、原処分庁から次のような回答書が提出された。

● ● 個人第 XXX 号
元号 YY 年 MM 月 DD 日

回 答 書

原処分庁は、・・・回答を述べる。

1 本件使用貸借契約書の署名及び押印は、審査請求人及び隼人がそれぞれ自署、押印したものであることについては争わない。

2 しかしながら、本件使用貸借契約は親族間で締結されたものであり、本件賃料収入が振り込まれた隼人名義の預金口座や当該口座印章を請求人が自ら管理していたなどの事実を併せ考えれば、請求人の所得税の負担を軽減することを目的に、本件賃料収入の帰属者を隼人であると仮装するため、形式的に本件使用貸借契約書を作成したものと認めるのが相当であることから、本件使用貸借契約書は不成立であると主張するものである。

3 ・・・

ニ 文書の実質的証拠力

形式的証拠力が認められた文書については、実質的証拠力の有無・程度の検討に進むことになる。

J：原処分庁の回答書は、本件使用貸借契約について、その署名・押印が請求人と隼人によってそれぞれ自署・押印されたものであることは争わないってことですね。そうだとすれば、本件使用貸借契約書は真正に成立したものと考えてよさそうです。本件使用貸借契約書が処分証書であることについても特に原処分庁は争わないようですし、その成立の真正に争いはないから、形式的証拠力が認められた以上、その実質的証拠力も認められることになりますね。

A：本件使用貸借契約書が真正に成立したとするとですよ、前回、教えていただいたことからすれば、本件使用貸借契約書は処分証書だってことですから、今、Jさんがおっしゃったとおり、実質的証拠力も認められて、請求人と隼人の間で使用貸借契約が締結されたってことになる。そうすると・・・隼人は使用借権に基づいて本件物件を各賃借人に賃貸したってことになりますよね。だとすると、本件賃料収入は実質的にも隼人に帰属することになって、原処分は取り消し、ってことですか？なんか、釈然としない気がするんですけど・・・。

B：私もAさんのおっしゃるとおりだと思います。原処分庁は、本件使用貸借契約書の署名・押印は請求人及び隼人がそれぞれ行ったものであることは争っていないものの、本件使用貸借契約書は請求人の所得税の負担を軽減することを目的として、本件賃料収入の帰属者を隼人であると仮装するために作成したものだから不成立である、と主張しています。この点について、審判所として何ら検討をしないというのは、やっぱり釈然としませんね。

J：お二人の言うことともっともですね。

ところで、Bさん、私法上の規定に立ち返って考えるとして、意思表示が無効になる場合がありますよね。わかりますか？

B：そうですね、例えば、民法第93条の心裡留保とか、同法第94条の虚偽表示とかの場合には、意思表示が無効になることがありますよね。

民法第93条第1項 意思表示は、表意者がその真意でないことを知って

したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意でないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

民法第 94 条第 1 項 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

J：よく勉強してますね。右の図のとおり、民法は表示行為の合致とは別に、効果意思については、欠陥・瑕疵として処理することを前提にしていると考えられるよ。

Aさん、そうすると、原処分庁は本来、回答書の項目 2 の点をどのように回答すべきであったと思いませんか。

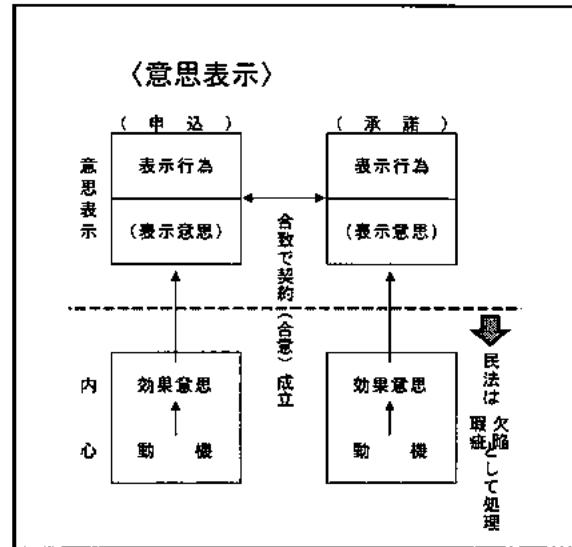
A：私ですか。もう少しヒントをくれませんか。

J：それでは・・・原処分庁は、回答書の項目 2 で「仮装するため」と主張していますよね。仮装行為とは「私法上、内心の意思と合致しない効果意思を要素とする法律行為（高橋和之ほか「法律学小辞典[第 5 版]」、平 28、有斐閣、126 頁）と説明されているよ。どうですか。

A：ちょっと待ってくださいね・・・そうすると・・・原処分庁回答書の項目 2 の主張は、隼人に本件賃貸料収入を帰属させるために本件使用貸借契約を結んだのではなく、請求人の所得税の負担を軽減するために、仮装、つまり通謀虚偽表示によるものだから、無効であるってことを主張すべきであったことになりますかね。

J：そうそう。

原処分庁回答書の項目 2 は「不成立」と記載されていますが、本件使用貸借契約書の署名・押印は請求人及び隼人が自身で行った、つまり、本件使用貸借契約書の成立の真正には争いがないことから、もはや不成立との主張は意味がないことになるよね。この点は、再度、原処分庁に対して正しく主張するよう、求釈明を行っておくことにしましょう。



それでは、本件使用貸借契約書は真正に成立したことから請求人の①の主張が認められることを前提に、請求人や隼人の原処分調査時の申述や、審理関係人から提出されている他の証拠と併せて、原処分庁の主張のうち前記②の主張を、本件使用貸借契約が通謀虚偽表示により無効との主張に置き換えて、よく審理していくことにしましょう。

場合によっては、原処分庁の担当者や請求人に対して審判所として聞き取りを行うことも必要になってくるかも知れませんね。

A&B：わかりました。

J：それでは、今日の検討はこれくらいにして、次は、請求人や隼人の申述内容などを検討していくことにしましょう。

－文書の成立の真正に争いがある場合－

- 1 契約書、手形（処分証書）や領収書（報告文書）などは、通常、そこに記載された事実が存在しなければ作成されない文書であり、その記載及び体裁から、類型的にみて信用性が高いと考えられ、このような文書は「類型的信用文書」と呼ばれ、成立の真正が認められる以上、特段の事情がない限り、その記載内容に従った事実認定を行う必要があると考えられている（昭和45年11月26日最高裁第一小法廷参照）。
- 2 文書の成立の真正について、審理関係人間で争いがある場合、その書証が処分証書の外観を有するものであったとしても、調査審理を行ってみなければ、処分証書に該当するか否かは判断できないこととなる。

この点、京野哲也、「『処分証書』の概念と『三段の推定』巡って－『書面外の合意先行』説の試み－」、筑波ロー・ジャーナル、平29」は、「『事例で考える民事事実認定』によれば、事実認定の枠組み及びプロセスは次のようにして行われる。

- (1) 要証事実との関係で「直接証拠」があるか。
- (2) 直接証拠として文書がある場合、それは「類型的信用文書」か。
- (3) 類型的信用文書がある場合で、成立の真正に争いがない場合は、第1類型として、処分証書の場合は、特段の事情の存否は問題とならず、その書証記載内容のとおりの事実を認定する。
- (4) 類型的信用文書がある場合で、成立の真正に争いがある場合、第2類型として、成立の真正が問題となる（その際、二段の推定が働くかが判断の中心となる）。成立の真正が認められれば(3)と同様の結論が確定する。

このような類型的な事実認定の枠組みは、様々な事実や証拠を思いつくままに拾い上げて羅列するような認定でなく、論理的に整理された合理的な事実認定を行うための教育的方法として、有用であるといえる。そして、類型化にまとう弊害である、硬直化したパターン思考に陥らないように、という注意喚起も十分されている。」

と解説されている（なお、同論文の中で上記のような事実認定の枠組みに関しては、「疑問点ないし議論を深めるポイントを提示しておきたい。」として、いくつかのポイントを掲げている点には留意を要する。）。

3 以上からすれば、文書の成立の真正について、審理関係人間で争いがある場合、当該文書が処分証書の外観を有するものであれば、調査審理の初期段階から類型的信用文書にあたるものとし、

- ① 調査審理の結果、当該文書が処分証書にあたるとの心証が得られた（その文書によって意思表示その他の法律行為が行われたとの心証が得られた）場合は、特段の事情の有無を判断することなく、その文書に記載されたとおりに意思表示その他の法律行為があったものと認定することとなり、
- ② 調査審理の結果、当該文書が処分証書に当たるとの心証が得られなかった（その文書によって意思表示その他の法律行為が行われたとの心証が得られなかった）場合は、類型的信用文書として特段の事情がない限り、その文書に記載されたとおりに意思表示その他の法律行為があったものと認定（特段の事情があれば、その文書の記載とは異なる事実関係を認定）することとなる。

(3) 人証について

J：これまで、書証について検討してきたけれど、人証というものもあるんですよ。ところで、お二人は人証とは何だか分かりますか？

A：人が証拠ということで、審査請求人や原処分庁の担当者等のことでしょうか？

J：まあ、そうだね。人証とは、審査請求人、原処分庁の担当者等、参考人及び鑑定人をいい、質問又は鑑定依頼によってその答述又は鑑定意見を得ることのできる証拠方法たる人のことをいいます（裁決書起案の手引 第4編 文章作成上の留意事項）。

B：審判所では事実認定をするための手段として審査請求人や原処分庁に対して質問をしますよね。

J：書証のところでも言ったとおり、通則法第97条第1項により、担当審判官は審理のために必要があるときは、審査請求人や原処分庁に対して質問を行うことができます。

その答述が事実認定をするための証拠になりますね。

このため、答述者に対し質問した場合には、その答述を証拠資料とするために、その問答の要点を記載した質問調書を作成しています。

それと、原処分庁が調査の際に作成した質問応答記録書に記載された申述も証拠資料になりますが、同記録書は人証ではなく報告文書であることに注意が必要です。供述内容がそのとおり記載されているかという問題があります。

審査請求人や原処分庁の担当者などから話を聴いていて、何か感じることはありますか？

A：これまでの拙い経験ですが、請求人や原処分庁の担当者などから、直接話を聞くと、つい、この人の言っていることは全て正しいのではないかと思ってしまうのですが、Bさんはそんなことはないの？

B：私も目の前の人の話に納得してしまうことがあります。言っていることが具体的なので、真実味を帯びていると思っちゃうからかな・・・。

J：その点は、のちほど考えてもらうとして、まずは、書証と人証の特徴につ

いて、整理してみましょう。

書証と人証には、どのような特徴があると思いますか？

A：私の場合、請求人や原処分庁の担当者などから話を聴いていると、争点が明らかになってくるように感じます。

同じことを聴いても請求人と原処分庁の担当者とで、言っていることが異なっているので、どちらが本当なのかよく分からなくなっちゃいます。争点なので仕方がないといえばそうなんですね。

J：面談は、主張の確認及び整理並びに争点の整理に関する一手段として実施することにもなっていますね。

B：私の場合、質問の仕方によって答え方が違ってくるのではないかと思うときがあります。同じ日に同じようなことを聞いているのに、答えのニュアンスが違うのではないかと思うことがあります。

J：いいところに気付いているね。

人証は、直接当事者から話を聴くことができるので、事案の全体的な流れを把握できますよね。このため、その供述に信用性が高いと評価できれば、事実関係を把握できることになるので非常に効果的です。

しかし、その反面、人証は、質問の仕方や誰が質問するかによって答えが変わってくることがあります。また、何年か前の話になると記憶が曖昧になってくるため、その内容に変化が生じてしまうことや、場合によっては故意に虚偽の答述がされることもあるので、内容が流動的であると言えます。

このため、人証の信用性については、常に慎重な検討を行わなければならないんです。

一方、人証と比較して、書証の方はどうですか？

A：一時点を捉えているのすごく断片的ですよね。そこから与えられる情報が少ないような感じがします。

もちろん、契約書などは別ですが・・・。

B：でも、逆に、作成した時の作成者の認識等が記載されているので、作成者の認識等が固定されていて、信用力が高いというメリットがありますよね。

J：そのとおり。書証は、内容が固定されているので、作成当時の作成者の認識等について、高い証明力を有することが多いといえますね。

もっとも、その書証が、作成者の意思に基づいて作成されたと認められること、すなわち形式的証拠力があることが前提になります。

一般的に、人証と比較した場合、書証は記載されている情報が断片的・部分的であり、得られる情報が限定されるということが少なくありません。このため、事案の全体像を把握できるという観点からは、人証の方が優れている面がありますね。

いずれにしても、両者の特徴を理解して、事実認定に用いることが大切になるんです。

【書証】	【人証】
固定的	流動的
断片的	全体像

(司法研修所編「事例で考える民事事実認定」、平27、法曹会、41頁)

(5) 供述内容を証拠とする場合の留意点

J : お二人は書証と人証の特徴は理解できましたか？

A & B : まあ、なんとなくですが。

J : それでは、供述内容を証拠とする場合に留意すべき点について検討していきましょう。

質問応答記録書は、一方当事者である原処分庁が作成した報告書であるから、公平中立であるべき審判所としては、答述と同様に扱うことはできません。申述者や記載内容どおりの申述をしたことが立証されて初めて答述同様に扱うことになります。

本件では、請求人・隼人も記録書どおり供述したことを認めているので、両者が記録書どおりの申述をしたことを前提に、ここでは、供述内容が記載された質問調書や質問応答記録書を供述証拠ということにします。それでは、供述証拠の証拠調べに当たって、どのような点に着目したらいいのでしょうか？

A : 嘘をついているかどうか、すなわち虚偽事項が記載されているかどうかではないでしょうか。

でも、虚偽事項が記載されているかどうかなど、私は経験がないので全然わかるはずがないし、それこそ神のみぞ知るということではないでしょうか。

J：まあまあ、そんなことを言わずに・・。

それでも、私たちは審査請求人や原処分庁の担当者などの供述証拠を基に、それが信用できるかどうかを検討し、事実関係を判断しなければならないんですよ。

B：人は誰もが正直ではないですからね。普段は正直な人でも、供述によって自分が不利になるのであれば、虚偽の供述をする可能性が高くなりますよね。

逆を言えば、自分にとって不利な供述が記載されているのであれば、信用できるのではないでしょうか。

J：そうだね。それは言えるかもしれないですね。

私たちは、供述証拠に記載されている内容の真偽を判断するためにどのような点に着目すべきでしょうか？

B：供述証拠に記載されている内容自体の合理性とか、供述内容の一貫性、具体性などは、着目すべき事柄といえるのではないでしょうか。

J：さすがBさん！先ずは、動かし難い事実と整合しているか判断することが重要だね。ところで、この動かし難い事実とは何か、知っていますか？

A：明確な事実のことでしょうか。

J：確かにそうだね。でも、Aさんが言った明確とはどのようなものから導き出されるのかな？

A：契約書等に記載されている事項、それから・・・思いつかないな。とにかく、明確な事実のほとんどが契約書等の書類に記載されている事項から導き出されるものになるのではないか。

J：うーむ。まあ、主要なものは理解しているね。動かし難い事実とは、成立の真正が認められる私文書や公文書から認められる事実、当事者双方に争いがなく証拠上容易に認められる事実、利害関係のない第三者の供述のうち信用性の高いものの内容から認められる事実などをいいます。これらと、供述証拠に記載された事項とを比較して整合しているかどうかを検討する

ことがとっても大切なんです。

ところで、供述内容の一貫性とはどういうことかな？

B：その供述内容が変遷せずに一貫して変わらないということです。

J：そうだね。供述内容がころころと変わっていると、果たしてどちらが本当なのか疑念が生じてしまいますよね。

でも、審査請求された事案は、何年か前の事柄がほとんどなので、先にも言ったとおり、人間の認識力や記憶力には限界があるから、ちょっとした記憶違いとか記憶の移り変わりがあることは、やむを得ないことと考えておく必要があります。

だから、本質の部分について矛盾とか変遷があった場合には、供述全体の信用性が否定されることになるけど、枝葉末節にわたる部分で矛盾とか変遷があるからといって、それだけで供述全体の信用性が否定されることにはならないのです。

とにかく、本質の部分を見極めることが大切なんです。

ところで、具体性とはどういうことでしょうか？

B：いわゆる 5W1Hといわれるよう、①何時、②誰が、③何処で、④何をしたのか、⑤何故それをしたのか、⑥どのようにしたのか、具体的に記載してあれば、信用性が増すと思います。

J：それらのことが記載されていれば、一応、信用性があるとも考えられるね。でも、例えば、事前に虚偽の供述内容を十分に練り上げ、暗記された供述は、よどみなく堂々と話すことができるし、その内容も詳細で具体的になるよね。そこには注意が必要です。

だから、結局は、動かし難い事実と整合しているかどうかを判断した上で、検討する必要があるんです。そして、整合しているのであれば、具体的な供述証拠は更に信用力が増すことになるよね。

B：そういえば、審判所情報第4号（平成30年6月22日）や裁決書起案の手引 第5編の【通則・事例1】に、答述等の供述の信用性を検討するに当たって、検討事項が記載されていましたよね。

A：そうなんですか？

J：Aさん、審判所情報や裁決書起案の手引は必ず読んでおくように！

Bさん、そのとおりだね。次のように記載されているね((通1)8頁)。

- ① その供述が一貫・安定しているか、変遷・動搖しているか。
- ② その供述が変遷している場合には、その変遷に合理的理由があるか。
- ③ その供述が客観的な事実と合致しているか、矛盾しているか。
- ④ その供述が他の供述証拠と符合しているか。
- ⑤ その供述が具体的、詳細、自然、合理的であるか。その供述に迫真性、臨場感があるか。
- ⑥ その供述の根拠は何か。
- ⑦ 供述者の立場はどうか。嘘をついたり、隠したりする動機があるか。

これらの事項を照らし合わせて判断する必要があるね。

上記情報は、答述等の供述の信用性を検討するに当たっての検討事項
(上記①～⑦)を、山室恵編著「改訂版 刑事尋問技術」29頁以下(平25、
ぎょうせい)より引用している。

J：それでは、本事案の先に述べた事実に有無について争いのあるⒶないし
Ⓑの事実の有無について中心に請求人、隼人等のそれぞれの申述及び答述
(以下、これらを併せて「答述等」という。)を検討していこう。Ⓐ及びⒷ
の事実は、Ⓒの使用貸借契約が実態を有しないこと(「通謀虚偽表示による
こと」)を基礎付ける事実にもなりますね。

まずは、それぞれの答述等を見て、全体的に何か気づいた点はないかな？

A：うーん・・・。あっ！請求人と隼人の答述等の内容について、一致してい
ないところがあります。

J：そうだね。それは後で詳しく見ることにしよう。その他、気付いたことは
ないかな？

B：隼人の申述内容と答述内容で変遷しているところがあります。

J：そう。先にも言ったように、審査請求されている事案は、何年か前の事柄
がほとんどなので、人間の認識力や記憶力には限界があるから、ちょっとし
た記憶違いとか記憶の移り変わりがあることは、やむを得ないことではあ
るけど、この隼人の供述内容の変化が、記憶違いや勘違いなどで説明できる
ものなのかを判断する必要があるね。

この隼人の供述内容の変遷についてどう思う？

A：だんだんと思い出したのかもしれません。申述時は、「分かりません」や

「思います」が多かったのですが、答述時には具体的に答述していますからね。

B：そうかな？隼人は、請求人の長男だし、本件物件の賃料の帰属について、請求人が審査請求して争っているんだから、陰で口裏を合わせていることも考えられないかな。例えば、本件使用貸借契約を締結した理由について、申述時には詳しい理由が分からぬと言っていたのに、答述時には父が兼業規則に抵触するためと具体的に言っているけど、私は、おかしいと思います。

J：そうだね。隼人は、請求人の長男であるから、親族である請求人に関して不利なことは言わないというのが多いよね。ましてや、審査請求までの期間を考慮すると、お互いに口裏を合わせるという可能性は否定できないよね。したがって、この事案の隼人の答述は、そのことを頭に入れておく必要があるよね。

それでは、この事案の具体的な事項について、請求人と隼人の答述等から検討していこう。まず、本件使用貸借契約書を作成した理由について、請求人は、どう言っているのかな。

A：請求人は都立病院に勤務することになったため、地方公務員となった。地方公務員には地方公務員法と人事委員会規則が適用されることになるので、部屋数が10室以上ある建物を賃貸する場合には、東京都知事の許可を得る必要が生じた。したがって、この許可を得ることを避けるために本件使用貸借契約書を作成した、と答述しています。

J：この請求人の答述について、どう思うかな。

B：東京都知事の許可を得ることを避けるためと、一見、自分にとって不利なことを言っているし、不自然な点もなく、理由として納得できるので、信用性が高いと判断していいと思います。

J：そうだね。この点は信用性が高いと認められるね。そうすると、本件使用貸借契約書は東京都知事の許可を得なければならないことを避けるために作成されたものと認められるね。

次に、本件物件の管理状況について、それぞれ検討してみよう。何か気になる点はあるかな。

B：隼人の申述からは、請求人が主導していて、隼人はそれに従っているだけという様子がうかがえます。例えば、本件使用貸借契約の内容については、自分が本件物件の管理をすることであると一応理解はしているけど、本件使用貸借契約を締結する理由も分からずに、請求人から署名と押印を頼まれたからそのとおりにしたと受け取れるし、本件請負契約も詳しいことは分からぬけど、請求人から署名と押印を依頼されたため、そのとおりにしたと受け取れます。

一方、答述になると、父に本件物件の状況を見てもらっていると言っており、隼人が主体的に管理しているように受け取れます。

このように、申述と答述とでは、隼人の立場が明確に変化しているように見受けられます。

A：でも、いくら隼人が管理しているからといって、本件募集・管理等契約や本件請負契約に際して、請求人がわざわざ隼人のところに行って署名と押印を求めることがあるかな？普通は、代理人として契約すると思うんだけど・・・。何か不自然な感じがするな。

B：確かに不自然な感じがしますね。でも、本件管理会社の担当者や本件建設会社の担当者も同じようなことを言っています。そうすると、それぞれの担当者は、第三者であるし、わざわざ請求人と口裏を合わせることは考えられないで、請求人は隼人のところに行って、署名と押印を求めたことは真実だと思うのですが・・・。

飽くまでも隼人が本件物件の管理者であることを示すために、このような形で契約したのだと思います。

J：確かに本件管理会社や本件建設会社の担当者は、第三者であるし、わざわざ請求人と口裏を合わせる必要性はないと考えられるので、請求人が隼人のところに行って署名と押印を求めたという点は信用性が高いと考えられるよね。

そうすると、これらの契約は隼人の意思に基づいて作成されたと見ることができるよね。

A：でも、隼人が本件物件を管理していると見ることができるのかな？

B：原処分庁及び審判所が、修繕費用、水道光熱費、固定資産税等の経費は誰

が負担しているのか確認したところ、請求人と隼人はそれぞれ隼人が負担していると言っていますよね。もっとも、隼人は隼人名義口座から支払われていると思うので自分だと言っていますがね。

でも、通帳を確認すると、これらの経費は請求人名義口座から引き落とされているので、これらの答述等は信用できませんよね。

J：そうだね。動かし難い事実、すなわち請求人名義口座から経費が引き落とされているという事実と整合していないということになるよね。したがって、このことに関しては、請求人と隼人の答述等は信用できないことになるよね。

その他に気付いたことはあるかな？

A：それと、本件修繕工事の費用は、誰が負担したのかということです。請求人は答述等において、隼人が負担していると言っています。そして、本件各振込依頼書を見れば分かると言っています。一方、隼人は、申述時において、多分父が負担したのではないかと言っていたのが、答述時には隼人名義口座から支払われていると思うと供述が変遷しています。

確かに、振込依頼書の依頼者は隼人なので、そのところは整合していますが、その原資である 1,000 万円は請求人口座から出金されていて、請求人口座に対してそれに見合う補填はされていません。そうすると、本件修繕工事の負担者は請求人と見ざるを得ないと思います。

したがって、請求人の答述等と隼人の答述は、1,000 万円が請求人口座から出金されているという事実に一致していないため、この点に関する 2 人の答述等は信用することができないと考えられます。

J：え～～。Aさんすごい！！確かに、振込依頼書の依頼者は隼人となっているので、形式的には隼人が支払ったということになっているけれど、本件修繕工事の原資は、請求人口座から出金されているので、実質的には、請求人が負担していると認められ、2人の答述等は実態とは一致していないことになるよね。したがって、このことに関しての 2 人の答述等は信用することができないことになるよね。

B：それと、本件物件に係る帳簿を誰が作成しているかについて、請求人は答述等において、隼人が資料等を管理しているので隼人が作成していると言

っていますが、隼人は答述等において請求人が資料等を管理しているので、請求人が作成していると言つており、2人の答述等の内容が異なっています。

J：それで？Bさんはどちらが本当のことを言つてていると思うの？

B：私は、隼人名義口座の通帳の管理者が誰であるかによると思います。請求人と隼人共に、請求人が通帳を管理していることについて、答述等が一致しています。通常は、帳簿に記載するには、通帳等を見ながら記載しますが、請求人が通帳を管理しているとなると、隼人は何を見て帳簿を作成しているのかとの疑問が生じます。そうすると、この点に関する請求人の答述等は信用性が低く、逆に隼人の答述等は信用性が高いと考えられます。

また、隼人は、隼人名義口座以外の通帳を自分で管理していると答述しています。そうすると、隼人名義口座だけ請求人が管理していることになるので、その点も気になりますね。

J：なるほど。隼人名義口座の通帳の管理状況も重要になってくるね。まあ、その点は、後の判断に影響を与えそうだね。

ここでは、先ず物証と供述証拠（人証）の特徴を比較し、供述証拠の信用性について検討し、それを踏まえた上で、本件事案について、①答述等の変遷、②第三者の申述との整合性、③動かし難い事実との整合性の観点から、請求人と隼人の答述等の信用性について検討しました。

これまでの検討から分かるとおり、答述等の信用性の検討において重要なことは、「動かし難い事実」と整合しているかを判断することだということだよね。分かったかな？

もっとも、答述等の信用性について、例えば、「この人の答述等は全て信用できない。」というように、その人の質問応答記録書や質問調書に記載してあることの全てを虚偽として判断することがあるけど、これは止めたほうがいいよ。答述等の始めから終わりまで全部虚偽ということは、余程のことがない限り有り得ないし、逆に、全てが本当あるいは正確であるということもなかなかないと考えておくべきだよ。

つまり、ある部分では「動かし難い事実」と整合する答述等をしながら、別の部分では、「動かし難い事実」と整合しない答述等をすることが十分に

有り得るということを覚えておく必要があるね。

だから、答述等の信用性の判断は、個々の場面に関する答述等ごとに、「動かし難い事実」との整合性があるかという観点から、分析的に行わなければならないということだよ。分かりましたか？

A&B：はい、分かりました！

第4 おわりに

1 まとめ

J：今まで、事案を通じて、主張整理、証拠等による事実認定の仕方などを駆け足で見てきましたが、まずは、感想はどうですか？

A：とても難しかったです。

B：私も改めて考えてみると難しかったです。

J：それでは、これまで出てきた証拠を基に、争点について、三人で合議の結果をとりまとめてみましょうか？

本事例の争いのある主要事実（争点）は、「本件賃料収益が実質的に隼人に帰属せず、請求人に帰属すること」でしたね。

A：私は、実際に、請求人や請求人の息子の隼人さんと会って話を聞いてみて、二人が我々に話したことは正しいと思います。

J：Aさん、どうして正しいと考えるのですか？

A：二人が嘘を言っているように見えませんでした。お二人とも仲のいい親子でしたし、我々に対してもとてもいい人でしたし。

B：私もお二人の聴取に立ち会っていて、Aさんの言うように、お二人が仲が良さそうで、嘘を言っているように見えませんでした。ですが、そんな会ったときの印象だけで決めていいものなんでしょうか？

J：Aさん、嘘を言っている様子がないとか、いい人だったとかの印象だけで判断してはダメですよ。前にも話したように、供述の信用性を審判所情報に書かれた基準に即して丁寧に判断してください。

A：だって、いろいろ考えると難しくてわからなってきたんです。BさんやJさん、先に決めてください。私は、お二人の意見に従います。

J：供述の信用性の判断や事実認定が難しいのはある意味当たり前です。我々は神ではないですから。特に、供述の信用性の判断は、プロの裁判官が判断しても難しい事柄です。刑事事件でも1審の地裁が下した供述の信用性の判断と2審の高裁の判断が正反対の結論になるということも少なくありません。

B：では、私は、Aさんが結論を出すまで自分の意見をあえて言わないようにします。だって、私が意見を言うとAさんは私の意見に安易に同調しちゃいそうですから。

A：意地悪しないでくださいよ。

J：意地悪じゃないですよ。合議体のメンバーは合議の際には、それぞれが対等の立場で一人一人独立した意見を表明すべきもので、平等の議決権が与えられています。そこにこれまでの勤務年数だとか前職における役職だとかの違いとかは全く関係ありません。

そして、それぞれの意見が食い違つたら、審理を十分に尽くして議論を重ねれば自ずと結論は一つになる筈だとされています。しかし、現実には意見が割れることもあるので、通則法施行令36条に「法第98条第4項（裁決）の担当審判官及び参加審判官の議決は、これらの者の過半数の意見による。」という規定があります。この規定からしても少なくとも過半数の意見が一致するまでは事実認定及び法律の解釈、適用について慎重に審議すべきだということになります。ただ、なるべく一つの結論になるように議論を重ねましょう。

A&B：はい。わかりました。

J：その際の注意点を挙げておきましょう。

ちょっと難しいけどよく聞いてください。当事者の双方が話すストーリーと「動かし難い事実」との整合性を判断するのですが、その際、まず、「動かし難い事実」の一つ一つについて、反対の評価ができるかどうかを考える必要があります。

また、「動かし難い事実」の重要性に程度の差があることを考えつつ、事実や証拠の全体としての大きな流れや方向性についても留意する必要があります。そして、事実や証拠全体を俯瞰しつつも、細部も疎かにしない姿勢をも持つ必要があります。

そして、議論を重ねていく中で、自分の考えが「動かし難い」事実と矛盾したり、「動かし難い」事実を説明できなかつたりする場合や、反対の意見がその根拠とするポイントについて、ある程度合理的な説明をつけて排斥できないような場合には、自分の考えを変えることも大事なことなん

ですよ。

まあ、難しいのでじっくり時間を掛けて話し合いましょう。

(こうして議論は重ねられ、ようやく一つの結論に至った。)

A：ようやく結論が出来ましたね。

あらかじめ作っていた議決書（案）が無駄になっちゃいました。

(※この資料中には、「議決書（案）」は添付していません。)

B：Aさん、無駄ってことはなかったですよ。

議論の前提としてよくまとまっていましたし。

A：急いで、合議の結果になるように議決書を書き直します。

これに署名して終わりですね。

2 議決と裁決について

J：合議体としての「議決」は終わりだけど、審判所としての「裁決」はこれからですよ。

Bさん、「議決」と「裁決」との関係はどうなっていましたか？

B：はい。通則法第98条第4項に規定があります。「国税不服審判所長は、裁決をする場合（省略）には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならない。」と規定されています。

J：Aさん、この「議決に基づく」とはどのような意味だと言われていますか？

A：はい。勉強してきました。

「議決に基づく」とは、議決に基づく（議決を尊重する）ことを意味しますので、およそ議決とかけ離れた態様で裁決することは許されず、さりとて、それが完全に国税不服審判所長を拘束するものではないとされています。その結果、審査事務運営上、国税不服審判所長は、事件の調査・審理が尽くされていないと認めたときは、その事件を担当した合議体に当該事件を差し戻して、調査審理を再開させるなどの措置をとることができます。

J：そうですね。そして、通常の事件については、全国各地で発生する多数の審査請求事件を迅速かつ効率的に処理する見地から、各支部の首席国税不

服審判官、つまり、支部の所長に内部委任されているんです。

A：ということは、議決したから終わりじゃなくて、支部の所長が議決に基づいて裁決をして終わりなんですね。

B：それまでに、法規審査担当による審査等もありますしね。

A：じゃあ、議決したからってまだ気が抜けないな。

(その後、●●支部所長の決裁がされ、裁決がされた。)

J：議決に基づいて裁決がされたようですね。

これからAさんもBさんも丁寧な事実認定を心掛けてくださいね。

A & B：はい。わかりました。

※ 読者の皆さん、本事例の結論はどのようになると思いますか。

自らが事件を担当する審判官の気持ちになって事実認定をしてみてください。

請求人の質問調書（抜粋）

(問)

まず、前提としてお聞きしますが、あなたは原処分庁の担当職員から事情を聞かれ、質問応答記録書という書面を作つてもらっていると思います。この書面について、あなたの記憶どおりに書かれていますか。

(答)

はい。原処分庁の担当職員が作った質問応答記録書はきちんと読みました。私の当時の記憶に基づいてその通りに書かれています。また、私が話していないことや記憶と違うことが書かれているようなことはありません。その調書についての不満や文句は一切ありません。

(問)

本件使用貸借契約書は、誰がいつ作成したものですか。

(答)

私がパソコンで原案を作成し、契約日の平成27年4月31日に、私の長男である隼人のところに持つて行き、内容の確認をしてもらった後に、その場でお互いが署名・押印しました。

(問)

本件使用貸借契約書を作成したのはなぜですか。

(答)

主たる理由は、私が都立霞が関病院に勤務しており、地方公務員であったため、地方公務員の兼業規定に抵触しないようにするためです。そして、私と隼人との間の権利義務を明らかにしておく必要があったために作成しました。

(問)

あなたが兼業規定に抵触しないようにするために、どのような手続をとる必要がありましたか。

(答)

東京都の担当部署に、不動産等賃貸に係る自営兼業承認申請をして、東京都知事から承認を得る必要がありました。

(問)

あなたが不動産等賃貸に係る自営兼業承認申請をしなかったのはなぜですか。

(答)

不動産等賃貸に係る自営兼業承認手続がどれだけ難しいものか分からなかつたことや、本件物件の購入までの期限が迫つていたためです。

(問)

あなたは、東京都の担当部署に不動産等賃貸に係る自営兼業承認申請の手続の方法等について問合せをしましたか。

(答)

いいえ。特に自営兼業承認を受ける予定がなかつたことから、担当部署に問合せもしていません。

(問)

隼人さんとの間で敷金などの引継ぎをしましたか。

(答)

はい、引継ぎを行いました。

(問)

敷金などの引継ぎはどのようにして行いましたか。

(答)

もともと、敷金などは後楽園銀行本郷支店の私名義の普通預金口座に賃料とは別に管理していましたので、返還の際にはこの口座から引き出す旨を隼人に伝えました。

(問)

文京銀行本郷支店の隼人名義口座を開設したのはなぜですか。

(答)

賃料が振り込まれるようにするためです。隼人が本件物件を管理していることを明らかにするためには、隼人名義口座で管理すべきなので、本件使用貸借契約前に私が開設させました。

(問)

隼人名義口座の開設はどのように行ったのですか。

(答)

隼人の了解を得た上で、私が銀行の担当者に依頼しました。

(問)

隼人名義口座の通帳は、隼人が管理しているのですか。

(答)

いいえ、隼人は足が不自由で施設に入居しているため、何かあった時に、すぐに銀行に行くことができません。その時に備えて、私が自宅で通帳と印鑑を管理しています。

(問)

敷金などを管理している後楽園銀行本郷支店のあなた名義の普通預金口座もあなたが管理しているのですか。

(答)

はい。これも隼人名義口座の通帳と同様に私が管理しています。先ほど、言いましたように、隼人は足が不自由なため、本件物件に関する事項について、直ぐには対応できないので、私がある程度関与しなければならないのは当然だと思っています。

(問)

本件使用貸借契約を行ったことにより、隼人が本件管理会社との間で本件募集・管理等契約を締結することになりましたが、この隼人と本件管理会社との本件募集・管理等契約はどのようにして行ったのですか。

(答)

隼人は足が不自由で施設に入居しているため、本件管理会社に出向くことができません。このため、契約に先立って、私が本件管理会社に出向き、契約書を受け取りました。そして、隼人のところに行き、隼人に署名・押印をしてもらった上で、本件管理会社に再び出向き、そこで契約を締結しました。

(問)

隼人は、そのことについて理解していますか。

(答)

隼人から署名・押印をもらう時に、私が隼人に説明しましたので、もちろん理解しているはずです。

(問)

本件各室の賃貸借契約はどのように行っていますか。

(答)

新しい入居者が決まると、本件管理会社から賃貸借契約書が送付されてきますので、私が隼人のところに行き、隼人に署名・押印をしてもらった上で、私が本件管理会社に賃貸借契約書を返送しています。

(問)

本件使用賃借契約書の第3条によれば、「乙は、次の事項を行い、その経費を負担する」と定められていますが、「その経費」にはどのようなものが含まれていますか。

(答)

修繕費用、水道光熱費、固定資産税等です。

(問)

それらの経費は誰が負担していますか。

(答)

当然、隼人が負担しています。

(問)

本件物件について、貸室の修繕管理等や外壁等の共用部分の修繕管理については、どのように行っていましたか。

(答)

隼人は、足が不自由で施設に入居しているため、度々本件物件の所在地まで行くことができません。このため、私が貸室や外壁の状況を見た上で修繕等が必要か判断し、隼人に報告します。隼人の了解を得た上で、私が修繕工事等の発注をします。

(問)

平成28年に、本件建設会社により、本件物件の外壁等の共用部分の修繕工事（本件修繕工事）が行われていますが、どのような手順で修繕工事が行われることになったのですか。

(答)

その時も、私が本件物件の外壁等の状況を確認した上で隼人に報告しました。そして、隼人と本件建設会社の間で請負契約を締結しています。

(問)

本件請負契約は、どのようにして契約したのですか。

(答)

これも本件管理会社との契約と同様に、契約に先立って、私が本件建設会社に出向き、契約書を受け取りました。そして、隼人のところに行き、隼人に署名・押印をしてもらった上で、本件管理会社に再び出向き、そこで契約を締結しました。契約したのは、（契約書を確認し）平成28年12月5日です。

(問)

本件修繕工事の費用は誰の負担で行ったのですか。

(答)

隼人の負担で支払っています。振り込み依頼書を見れば分かります。

(問)

隼人の帳簿書類は誰が作成していますか。

(答)

もちろん、隼人です。マンション賃貸関係の資料は隼人が管理していますので、それらの関係資料を見ながら、隼人が帳簿書類を作成しています。もちろん、親子ですから私が手伝うことがあります。

隼人の質問調書（抜粋）

(問)

まず、前提としてお聞きします。あなたは原処分庁の担当職員から事情を聞かれ、質問応答記録書という書面を作ってもらっていると思います。この書面について、あなたの話したことや、当時の記憶どおりに書かれていますか。

(答)

原処分庁の担当職員が作った調書は何度も読みました。私が職員に話をしたことはその通りに書かれていますし、私の当時の記憶どおりに書かれています。

(問)

なぜ、父の鈴木太郎さんとの間で、本件使用貸借契約を締結したのですか。

(答)

父が地方公務員の兼業規定に抵触してしまうおそれがあったからです。このため、本件使用貸借契約の締結の1月以上前から、これからは私が本件物件の賃貸経営を行うことになると父から言われていました。契約日の当日に、父が契約書を持ってきたので、その場で署名と押印をしました。

(問)

本件使用貸借契約書の内容については、理解していますか。

(答)

はい、この契約を締結したことにより、これからは私が本件物件の賃貸経営を行うということです。

(問)

太郎との間で敷金などの引継ぎをしましたか。

(答)

確か、敷金だけを管理している預金口座があるので、返還等の必要が生じたらそこから現金を引き出して返還することになると言われました。

(問)

賃料はどのようにして受け取っていますか。

(答)

文京銀行本郷支店の私名義の口座（隼人名義口座）に振り込まれています。

(問)

あなたが、隼人名義口座を開設したのですか。

(答)

結果的にはそうなると思います。父から私が本件物件の賃貸経営を行うことになると言わっていましたので、父が口座開設申込書を持ってきた時に、必要事項を記入しました。その時に、この口座に賃料が振り込まれることになると、父から説明を受けましたので納得しました。

(問)

あなたがこの通帳と敷金を管理している通帳を管理しているのですか。

(答)

私は足が不自由なため、急な出費があった場合に、直ぐに銀行に出向くことができません。その時のために父に預かってもらっています。

(問)

隼人名義預金以外のあなたの名義の預金口座はありますか。その通帳はどのようにして管理していますか。

(答)

高尾銀行多摩支店に私名義の預金口座があります。その通帳は私の部屋の机の引き出しに入れてあります。

(問)

本件管理会社との本件募集・管理等契約は、どのようにして締結したのですか。

(答)

父が本件管理会社から本件募集・管理等契約書を預かり、それを私のところに持ってきてましたので、そこに署名・押印をしました。その後は、父が手続を行っています。

(問)

本件各室の賃貸借契約はどのように行っていますか。

(答)

これも、父が賃貸借契約書を私のところに持ってきてますので、そこに署名・押印をします。後は、父が手続を行っています。

(問)

本件物件に係る修繕費用、水道光熱費、固定資産税などの経費は誰が負担していますか。

(答)

隼人名義口座から支払われていると思いますので、私になります。

(問)

本件物件について、貸室や外壁の共用部分の修繕管理は、どのように行っていますか。

(答)

私は、足が不自由で、この施設に入居しているため、本件物件の状況を頻繁に確認しに行くことは無理です。このため、父に本件物件の状況を見もらっています。

(問)

本件建設会社により、本件物件の外壁等の共用部分の修繕工事（本件修繕工事）が行われていますが、この件について知っていますか。

(答)

本件建設会社により本件修繕工事が行われたことは知っています。

(問)

あなたと本件建設会社との間で本件請負契約が締結されていますが、経緯について教えてください。

(答)

父が本件請負契約書を持ってきて、本件修繕工事が必要だから、署名・押印をして欲しいと依頼されましたので、そのとおりに署名・押印をしました。その後に、父から本件修繕工事が行われたとの話がありました。

(問)

本件修繕工事の工事代金は誰が負担しましたか。

(答)

隼人名義口座から支払われていると思います。

(問)

本件物件に係る帳簿は誰が作成していますか。

(答)

ここには、本件物件に関する書類はなく、父が全ての書類を管理しています。したがって、父が作成しているのだと思います。

私は、足が不自由なため、本件物件に度々赴くことはできません。したがって、ある程度、父が本件物件の賃貸経営に関与することはやむを得ないと思います。

請求人の質問応答記録書（抜粋）

(問)

本件使用貸借契約書は、誰がいつ作成したものですか。

(答)

私がパソコンで原案を作成し、私の長男である隼人に内容の確認をしてもらった上で、平成27年4月31日に作成しました。

(問)

本件使用貸借契約書を作成したのはなぜですか。

(答)

私が都立霞が関病院に勤務することになったため、地方公務員の兼業規定に抵触しないようにするためです。また、私と隼人との間の権利義務を明らかにしておくために作成しました。

(問)

隼人さんとの間で敷金や権利金の引継ぎをしましたか。

(答)

はい。引継ぎを行いました。

(問)

なぜ、文京銀行本郷支店の隼人名義口座を開設したのですか。

(答)

賃料が振り込まれるようにするためです。隼人が本件物件を管理していることを明らかにするためには、隼人名義口座で管理すべきなので私が開設させました。

(問)

隼人名義口座の開設はどのように行ったのですか。

(答)

私が銀行の担当者に依頼しました。当然、隼人の了解を得ています。

(問)

通帳は、隼人が管理しているのですか。

(答)

いいえ。私が管理しています。隼人は足が不自由なため、すぐに銀行に行くことができません。何かあった時のために、私が自宅で通帳と印鑑を管理しています。

(問)

隼人と本件管理会社との間で、本件募集・管理等契約を締結することになりました。この隼人と本件管理会社との本件募集・管理等契約はどのようにして行ったのですか。

(答)

隼人は足が不自由ですので、契約に先立って、私が本件管理会社に出向き、契約書を受け取りました。そして、隼人のところに行き、隼人に署名・押印をしてもらった上で、本件管理会社に再び出向き、そこで契約を締結しました。

(問)

本件各室の賃貸借契約はどのように行っていますか。

(答)

本件管理会社から賃貸借契約書が送付されてきますので、私が隼人のところに行き、隼人に署名・押印をしてもらった上で、私が本件管理会社に賃貸借契約書を送り返します。

(問)

修繕費用、水道光熱費、固定資産税等の経費は誰が負担していますか。

(答)

貸主は隼人であるため、当然、隼人が負担しています。

(問)

本件物件について、貸室の修繕管理等や外壁等の共用部分の修繕・管理については、誰がどのように行っていましたか。

(答)

隼人は、足が不自由なため、本件物件の所在地まで行けません。代わりに私が貸室や外壁の状況を見て、隼人に報告し了解を得て私が修繕工事等の発注をします。

(問)

平成 28 年に、本件建設会社により、本件物件の外壁等の共用部分の修繕工事（本件修繕工事）が行われていますが、これも同じような手順で行われたのですか。

(答)

はい。私が本件物件の外壁等の状況を確認した上で隼人に報告しました。そして、隼人と本件建設会社の間で請負契約を締結しています。

(問)

本件請負契約は、いつ、どこで、どのようにして契約したのですか。

(問)

契約したのは、（契約書を確認し）平成 28 年 12 月 5 日です。これも、本件管理会社との契約の時と同じです。契約に先立って、私が本件建設会社に出向き、契約書を受け取りました。そして、隼人のところに行き、隼人に署名・押印をしてもらった上で、本件建設会社に再び出向き、そこで契約を締結しました。

(問)

本件修繕工事の費用は誰の負担で行ったのですか。

(答)

本件物件を管理している隼人が支払っています。振り込み依頼書を見れば分かります。

(問)

隼人の帳簿書類は誰が作成していますか。

(答)

領収書等は隼人が管理していますので、それらの関係資料を見ながら、隼人が帳簿書類を作成しています。もちろん、親子ですから私が手伝うことがあります。

隼人の質問応答記録書（抜粋）

(問)

なぜ、本件使用貸借契約を締結したのですか。

(答)

詳しい理由は分かりませんが、父（鈴木太郎）から、契約書を示され、署名と押印を頼まれたため、そのとおりに署名と押印をしました。

(問)

本件使用貸借契約書の内容については、理解していますか。

(答)

はい。私が本件物件の管理を行うということです。

(問)

太郎との間で敷金や権利金の引継ぎをしましたか。

(答)

覚えていません。確かに、本件使用貸借契約書に署名・押印をしただけだったと思います。

(問)

賃料はどのようにして受け取っていますか。

(答)

文京銀行本郷支店の私名義の口座（隼人名義口座）に振り込まれているはずです。隼人名義口座を開設する時に、父が口座開設申込書を持ってきたので、そこに必要事項を記入しました。その時に、これからは、隼人名義口座に賃料が振り込まれることになると、父から説明を受けました。

(問)

この通帳はあなたが管理しているのですか。

(答)

私は足が不自由なため、急な出費があった場合に、直ぐに銀行に出向くことができませんので、その時のために父に預かってもらっています。

(問)

本件管理会社との本件募集・管理等契約は、どのようにして行ったのですか。

(答)

父が本件募集・管理等契約書を私のところに持ってきましたので、そこに署名・押印をしました。後は、父が手続を行ったのだと思います。

(問)

本件各室の賃貸借契約はどのように行っていますか。

(答)

これも、父が賃貸借契約書を私のところに持ってきますので、そこに署名・押印をします。後は、父が手続をしています。

(問)

本件物件に係る修繕費用、水道光熱費、固定資産税などの経費は誰が負担していますか。

(答)

たぶん隼人名義口座から支払われていると思うので、私だと思います。

(問)

本件物件について、貸室や外壁の共用部分の修繕管理は、誰がどのように行っていますか。

(答)

父が管理しています。私は、足が不自由で、この施設に入居しているため、本件物件の状況を頻繁に確認しに行くことは無理です。

(問)

平成 28 年に、本件建設会社により、本件物件の外壁等の共用部分の修繕工事（本件修繕工事）が行われたことについて知っていますか。

(答)

本件修繕工事が行われたことは知っています。

(問)

あなたと本件建設会社との間で本件請負契約が締結されていますが、経緯について教えてください。

(答)

父が本件請負契約書を持ってきて、署名・押印をして欲しいと依頼されたので、そのとおりに署名・押印をしました。その後に、父から契約をしたとの話がありましたが、詳しいことは分かりません。

(問)

本件修繕工事の工事代金は誰が負担しましたか。

(答)

詳しいことは分かりません。多分、父が支払ったので父が負担したのだと思います。

(問)

本件物件に係る帳簿は誰が作成していますか。

(答)

ここには、本件物件に係る書類はなく、父が全ての書類を管理していますので、父が作成しているのだと思います。

文京銀行本郷支店の担当者の質問応答記録書（抜粋）

(問)

あなたが、鈴木太郎さん（以下「太郎」という。）の担当者となっていた期間について教えてください。

(答)

平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月までです。

(問)

太郎とは、いつから取引がありますか。

(答)

もう 10 年以上前と聞いています。前任者から大切な顧客であるとの引継ぎを受けていました。

(問)

平成 27 年 2 月に 2 億円を融資していますがその経緯について教えてください。

(答)

確かに、賃貸用マンション 1 棟を取得するということで、前年の 12 月に融資の相談がありました。当行の支店において、何度か返済方法など細かい条件を相談した上で、融資を決定しました。太郎の職業が医者ですし、融資に関しては、特に問題はありませんでした。

(問)

その後、太郎の長男である隼人名義の普通預金口座（隼人名義口座）が開設されましたが、それについて関与していましたか。

(答)

はい。太郎から隼人名義の通帳を作成して欲しいとの依頼があったので知っています。

(問)

それはいつ頃でしたか。

(答)

融資をしてから日が経っていない印象があります。桜が咲いていた時期でしたので、3 月下旬だったと思います。

(問)

経緯について教えてください。

(答)

太郎から隼人名義の通帳を作成して欲しいと頼まれたため、太郎から口座開設に必要な書類と印鑑を預かり、私が口座を開設し、通帳を太郎に渡しました。

(問)

隼人に確認を取っていますか。

(答)

いいえ、確認は取っていません。

(問)

太郎は、なぜ隼人名義口座を開設したのですか。

(答)

これからマンション経営を隼人に任せるためと言っていました。賃貸人から家賃が振り込まれる口座にすると言っていました。

(問)

借入金の返済口座は太郎名義の口座のままであるが、返済口座を隼人名義口座にはしなかつたのですか。

(答)

特にそのような話は出ませんでした。

本件管理会社の担当者の質問応答記録書（抜粋）

6

(問)

鈴木太郎さん（太郎）との本件募集・管理等契約について、いつ、どこで締結しましたか。

(答)

当店の応接で、（契約書を確認し）平成27年2月21日に締結しています。

(問)

太郎の長男である隼人さん（隼人）との本件募集・管理等契約について、いつ、どこで締結したのでしょうか。

(答)

これも、当店の応接で、（契約書を確認し）平成27年6月1日に締結しています。

(問)

隼人本人と直接契約を締結したのですか。

(答)

いいえ、隼人は足が不自由だということで、来店していません。そのため、太郎に事前に契約書を渡し、太郎が隼人に署名、押印してもらった上で来店し、その場で契約を締結しました。

(問)

本件管理料も隼人名義口座に変更されたのですか。

(答)

本件募集・管理等契約によれば、契約者名義の口座からの引き落としになりますので、契約者が隼人になったため、隼人名義口座から引き落とされることになります。

(問)

なぜ、契約者が隼人になったのですか。

(答)

詳しいことは分かりませんが、太郎は、マンション賃貸の経営を隼人に任せたためと言っていました。

(問)

本件各室の賃貸人との賃貸借契約はどのようにしていますか。

(答)

本件各室の賃貸借契約も、契約書を太郎に送付すると、隼人の署名・押印がされて返送されます。

本件建設会社の担当者の質問応答記録書（抜粋）

(問)

本件物件の修繕工事について、修繕の依頼はいつ、誰からありましたか。

(答)

契約の1ヶ月位前だったと思います。鈴木太郎さん（太郎）から、電話がかかってきて、本件物件の外壁等が傷んでおり、修繕する必要があると思うので、一度確認して欲しい旨の依頼がありました。

(問)

その確認は、いつ、誰としましたか。

(答)

電話があった日から1週間後に太郎と確認しました。

(問)

契約者である太郎の長男の隼人さん（隼人）とは確認しなかったのですか。

(答)

はい。この時は、太郎が本件物件の管理者だと思っていたので、隼人のことは知りませんでした。

(問)

隼人が本件物件の管理者であると分かったのはいつですか。

(答)

請負契約をしようとしたときです。確かに、契約の2週間前くらいだったと思います。太郎から、本件物件の管理者は隼人であること、隼人は足が不自由で施設に入っているため、来店することができないことを言われました。そこで、事前に、太郎に請負契約書を渡し、太郎が隼人に署名、押印してもらった上で来店してもらい、その場で請負契約を締結しました。

(問)

請負契約はいつ締結されましたか。

(問)

(契約書を確認し) 平成28年12月5日です。

(問)

本件修繕工事代金は、いつ入金されましたか。

(答)

(通帳を確認し) 平成29年2月28日に隼人名で振り込まれています。